

平成29年 3月13日 予算特別委員会 議事録

10時00分 開会

○網谷委員長 皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

開会に当たり市長から御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 予算特別委員会開催ありがとうございます。審査のほう、よろしくお願い申し上げます。

○網谷委員長 ありがとうございます。それでは、前回の委員会におきまして作成が間に合わなかった資料がありましたので、お手元に配付しております。また、先日配付しておりました要求資料の中で、ふるさと納税の件数に誤りがあったということで、正誤表が配付されております。御確認をお願いいたします。日域委員、シルバー人材センターの資料はこれでよろしいでしょうか。

日域委員。

○日域委員 済みません、私の日本語がまずかったんかもしれませんが、シルバーが国からもらう補助金のことなんですよね、聞いてみたかったのは。聞いてみると、シルバーがシルバー連合会というのがあって、シルバー連合会が、どこなんですかあとは、厚労省の広島の出先だと思えますが。連合会が補助金を受けているのか、連合会は事務的なことをサポートしているのか、そのあたりの役割が、そこまで調べることはできませんでしたが、シルバーが国から補助金をもらったことと、それに対する実績報告、比較のためにそれが欲しかったんですけども、今回のやつは、これは大竹市とシルバーの関係なんですね。別に急ぎませんが。例えば、監査なんかはシルバーの中に入るわけですね。監査委員と事務局は当然、資料を持ってると思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

○網谷委員長 担当の方、説明できますかね。

どうぞ。主幹。

○佐伯保険介護課主幹兼介護高齢者係長 御提出いたしました資料につきましては、シルバー人材センターのほうに依頼して出していただいたものです。国に対して補助金の申請をしたときの書類、それから実績報告書ということで文書依頼をしまして、出てきたものをお出しをしております。

仕組みとしまして、先ほど委員がおっしゃられましたように、県のシルバー人材センター連合会のほうに取りまとめをして、国のほうへ補助申請等の事務を行っているということでしたので、お送りした資料につきましては、県が取りまとめをするための資料のようなもの。ですから、かがみ分もちよつとないような状態でしたので、そういう状態のものをお配りしておりますので、あくまでシルバーが国から受けた補助金の資料ということで考えております。

以上でございます。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 いや、結局ね、大竹市シルバー人材センターは国の補助金を幾ら受けたのかということが、この中、正直ね、見る時間もないし、字がちっちゃいし、何書いているかよくわからないんですけども、この中に大竹市シルバー人材センターという公益社団法人が、国から得た補助金の額は書いてありますか。教えてください。

○網谷委員長 答弁わかりますか。わかる範囲で。
主幹。

○佐伯保険介護課主幹兼介護高齢者係長 それでは、お配りをしました資料の、例えば1ページ目、表紙がございまして、その次のページをごらんいただければと思います。これは交付申請書の写しをお配りをしたものでございまして、縦の段の左から経費区分というのがあり、次に総事業費というものが続いております。そのさらに4つ目、国庫補助所要額というところが、国から大竹市のシルバー人材センターに交付された国の補助金の額でございまして。その右に、今度は地方公共団体補助金額ということで、都道府県の次に市区町村とございまして、これが大竹市から大竹市のシルバー人材センターに交付した補助金といった見方になってございまして。今、一例を御説明をいたしました。実績報告書もこのような形での記載となっております。以上でございます。

以上でございます。

○網谷委員長 それでは、初めに事務局から報告があるということで、よろしくお願いたします。

事務局長。

○福重事務局長 時間をいただきましてありがとうございます。実は、3月9日にお配りいたしました審査順序及び日程見込みでございまして。従来の審査見込みでございまして、国保、後期、介護、この3件を一括で審査をしておりました。先にお配りした資料では、ちょっと事務局の手違いで、国民健康保険と後期高齢者、これを一括。介護保険は別に審査する表記になっておりました。本日、皆様に従来どおりの一括審査の見込み、3件が一括の見込みのものを配付させていただきました。なお、一括審査につきましては、審査の前に正式に委員長のほうからお諮りされることとなりますので、御了承ください。このたび御迷惑をおかけしました。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 9日にもらったいわゆる審査順序の見込みの表ですがね、特別会計については後期と国保を一括、介護は独立した議案として審査するというふうに分かれて、委員会としてもそのことを了承したわけですね。それが事務局の手違いだという今の説明で、従来どおり介護、国保、後期は一括だと、今回もそうするんだというふうな説明ですが、私は9日に国保と後期を一括で、介護は独立した議案として審査するというふうなことを委員会としては了解したわけですし、特に国保にしても介護にしても、来年度に向けて重要な変化もあるし、事業の中身にしても、介護にしても今度7期の事業計画策定の年にも当たるとのわけですから、いずれも重要な事業として十分な審査を必要とするというふうに思っております。そういう意味からも、9日に了解をした委員会の意思どおり、審査の手順については進めてもらいたいというふうに思っておりますので、改めてきょう出さ

れた従来どおりの3議案一括ということは、改めるということにしてもらいたいですけど。

○網谷委員長 議長。

○児玉委員 この件につきましては、前回の予算委員会の際にこういう話が他の委員さんから出まして、そのときに諮ったときに、国民健康保険、介護、後期高齢者、また一括でやりましょうということになりました。今回は事務局のミスということで、先ほど、事務局長が言いましたけれども、またこの3会計のときにはそういうふうに諮ることになっておりますので、そのときに委員の皆さんで諮っていただいて、また一括にするか、3会計別にするか、2つと1つにするかというのは、していただけたらと、そのように思っております。お願いします。

○網谷委員長 よろしいでしょうか。

山本委員。

○山本委員 何で議長が答弁するの。議長は一委員でしょう。委員会の運営権は委員長にあるんやからね。議長がわざわざそんなこと言う必要ないわけです。委員としての発言なら、そりゃ各委員がそれぞれの思いがあろうからね、大いにしてもらえばええが、議長が委員会の運営にまで立ち入って口にするようなことをやってもろたんじゃ、これは委員会としても不自然な運営になりやせんですか。改めて委員長のほうから、私の要望としては、今言うようなことなんでね。9日には全員一致で決めたんですから、そのときには異議も何も出てないんでね、委員会としては9日の了解事項として運営はしてもらいたいと重ねてお願いします。

○網谷委員長 議長。

○児玉委員 今、私、今回、予算特別委員会の委員でございますので、委員の1名として、1人として、今回は事務局のただのミスとして3会計別々になっておりますが、またこの3会計の中で諮るところがありますので、そのときに皆さんで諮って決定したらいかがでしょうか、委員長。

○網谷委員長 山本委員、よろしいでしょうか。委員の皆さん、相談したいんですが。そのような今の、一委員の児玉委員からの。

細川委員。

○細川委員 9日のときの確認は、一応流れとしての確認というふうに受けとめをしております。予算委員の1名として、一応3日間で終わるといって、4日目はあくまでも予備日で3日で終わろうという、そのつもりでいろいろ準備してまいりましたが、そのとおりにいかないこともあるので、それはその都度、今、議長がおっしゃったように、一括ですのか、分けるのかというあたりを確認をしていく進行をいつもしておられると思いますので、議長がおっしゃったようなのでいいと思います。

○網谷委員長 委員長の意見としましては、山本委員のことは重々お困りしますが、ただ先ほど、事務局長のほうから説明がありましたとおり、事務局のほうの完全なミスでございますので、従来どおりということで、この審議に入る前に、もう一度皆さんにお諮りしたいと思いますので、この件はこの辺でよろしくお願いたします。

それでは、取り扱いについては審査に入る前にお諮りいたしますので、御了承ください。

委員及び職員の皆様をお願いいたします。予算特別委員会における質疑のあり方は、議会運営委員会の決定により、予算決算特別委員会質疑要領による委員会運営となりますので、委員及び職員の皆様の御協力をよろしくをお願いいたします。また、効率的で充実した審査となるために、委員会運営については5点ほど確認をさせていただきます。

まず1点目、質疑、答弁は、本来の趣旨に沿ったものとし、簡潔明瞭に行っていただきたいと思います。2点目、質疑に当たりましては、予定しているページと項目を最初に述べてから行っていただきたいと思います。これによりまして執行部の方も資料の準備ができ、スムーズな議論ができるかと思えます。3点目、総括質疑についてでございますが、慣例により一般会計の審査の最後に総括質疑を入れております。財政見通しは将来にわたっての歳入歳出の見通しなどを総合した質疑になりますので、総括質疑の際に行っていただきますようよろしくお願いいたします。また、各款の審査の際に、各委員の発言機会を確保しています。したがって、総括質疑の際には質疑漏れのための質疑がないようお願いいたします。4点目、審査の過程で資料要求にない数値に関する質疑がございましたも、執行部のほうは概数をもって答弁をして差し支えないということにしたいと思えます。5点目ですが、答弁をされる場合は、委員長が職名を指名いたします。職名での指名がなかった場合は、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思えます。御協力よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、議案第1号平成29年度大竹市一般会計予算を議題といたします。第1款議会費の質疑に入ります。第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。山本委員。

○山本委員 2つほど質問させてもらいますが、特に予算措置がしてあるわけでもないし、ページ数のどこという分も言えないんで、関係部署の職員の皆さん、よく聞いてもらいたいんですが、1つは従来から議員の手当について2割増しの減額をやるべきだというふうなことを、市民の皆さんの間でもいろいろいまだにそういった声を聞くわけですし、法的にも2割増しをするということは、職員とは違うわけですから議員の場合は、いつまでも続けるということは好ましくないというのが、議会運営事典の中にもちゃんと明記してあるとおりになんです。この問題について、最近特に政務調査費の活用のあり方について、随分と議員が国民的な批判を受けるような事例が発生をしているような状況の中で、2割増しの手当について支給を改めると、見直しをするということについて断行すべきだと思うんですね。

そのことが1つと、もう一つは、議会を原則的に公開するというのが前提にあるわけですが、こういった予算委員会にしても、常任委員会の審議にしても、特別委員会の審議にしても、本会議と同様にテレビ中継で広く市民の皆さんに、審議の中身なり執行部の考え、また負託を受けた議員個々の考えなり政策立案の過程を含めて、大いに議論の実態を知ってもらうということのためには中継すべきだということで、既に全国的にあちこちで実施をしているところがあるんですが、大竹市もぜひそういう方向で具体化してほしいというふうに思っておりますが、ただそれをやれば財政的に負担が生じるというふうなことでち

ゆうちょするような向きもあるようですが、そのことについてどういうふうにお考えなのか。予算を伴う問題ですから、見解を聞かせてもらって、ひとつ実現の方向で取り組んでほしいと思うんですが。

○網谷委員長 事務局長。

○福重事務局長 まず、ちょっと順番が逆になるかもしれませんが、委員会の中継を実施してはどうかという、以前から山本委員のほうからも御提案があるんですが、議会改革調査会というものがございまして、その中で一応、議題として俎上には上がっておりますが、結論は出ていないものと理解しております。委員会中継を導入するかどうかは経費の問題もあるんですが、事務局としまして、まず議会内で検討していただいて、やっぴいこうということであれば、それはそのように事務局としても動いていきたいと思ひます。

議員の期末手当の2割増しの関係でございますが、これ議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に規定されております。これにつきましては、また特別職等の報酬等審議会を開催し、審議していただくようになろうかとは思ひますが、そのように考えております。

○網谷委員長 山本委員、よろしいでしょうか。

山本委員。

○山本委員 何か人ごとのような話に聞こえるんだよね。具体的になるんですが、私は今年度の特別職の報酬審議会を開く予定があつて、そこで今、私が提示した問題について質問することになつてゐるんです。そんなことはないでしょう。だから、ちゃんとした答弁をお願いしたいんですが、これはあれでしょう、別に国がこうしなさいという規定をね、義務規定でも何でもないわけやね。やろうが、やろまいが、それは別段、支障ないという扱ひになつてゐるんですから、2割増しについては、むしろやること自体が不正常だと。執行部と議会との関係で言えば、もたれ合ひ、なれ合ひの産物だというふうには言い切る専門家だつてあるし、現に議会事務局に備えてある議会運営事典にも、ちゃんと廃止すべきだと、職員と同等に議員を扱うのはよろしくないというふうには言つてゐるんですからね。わざわざ議会運営事典にそこまで明記するぐらいの問題ですから、だからそりゃ議会が意見がそろわんいうても、特別職の報酬審議会があれば、これは市長の姿勢でね、正すべきは正すということで、特別職報酬審議会を開いて、そこへ諮問すりゃええわけで。問題は、それをやるかやらんかの問題ですから。

それからもう一つの中継の問題ですね。これも県内でも既に実施しているところがあるんでしょ。そのことを広く市民の皆さんに、執行部のほうも本会議を中継するというのは、執行部の意図する行政各分野の意義なり市民の要望に対して応えるという、その内容を広く知ってもらふということて我々はやるんだからね、議会側だけの都合じゃないんだから。委員会もそうですよ、執行部は執行部として、市民の日ごろの要望なり重要な施策について理解をしてもらふということて説明もされるしね、やろうとする政策の意義なりを、広く市民にわかつてもらふということて議論するし、我々もまた市民の要望を、より充実させる、発展させるという立場で意見も述べ要望もすると。そういうことを皆さんに理解をしてもらふ上で、一番中継というのはリアルでね、いいんじゃないか思ひます

が、本会議とやっぱり意義は変わらん思うんですけど。むしろ委員会のほうが、そういうことでは細かいとこまで各委員の意見なり、発言が皆さんにわかってもらえるわけですから、ぜひこれは実現の方向で前に進めると。予算がどうのこうのということの前に、そのことの意義について一致点があれば、私は議会にしても実現の方向に大きく踏み出せると思うんですが。問題は予算を伴うということがあるんでね、執行部の考えなり大事にせにゃいかんから、その辺、予算措置をどういうふうに思っておられるか聞かせてください。これは200万、300万ではできんという話ですからね。

○網谷委員長 総務部長。

○政岡総務部長 委員会の画像といいますか、映像による公開でございますが、現在のところは委員会の記録を公開をされております。委員会でございますので、本会議で審議をする前の事前調査の場ということで、委員会の中で物事が決定されているというわけではないという、事前調査の段階でございます。公開を執行部からして、市民の皆さんに知っていただきたいという中では、現在の委員会記録の公開ということで、我々とすれば十分だというふうに現在のところは考えております。ただ、大きな予算が要りますので、その予算をかけることによってどれだけ効果を期待するかということは、当然考えるところではございます。執行部の考えを問われましたので、そういうふうにお答えをさせていただきます。なお、議会改革調査会ですか、いろんな検討をされているようでございます。またこれから真摯に協議を続けていきたいということは前提であります。

以上です。

○網谷委員長 局長。

○福重事務局長 報酬審の関係ですが、先ほど言われましたが、特に開く予定ということではないんですが、議員報酬とか政務活動費の額を変更する場合、市長に対して報酬審を開催する依頼をする必要があるということで御理解ください。

それと、委員会中継でございますけども、議会改革のほうで何回かもう議論されておまして、その中で、テレビ中継、ふれあいですかね、ケーブルテレビによるものの方がいいのか、インターネットによるものの方がいいのか、そういうこともあるんで、もっとよく協議をしたほうが、今後していったほうがいいという結論になっていると理解しております。

以上でございます。

○網谷委員長 ありがとうございます。それでは、2回目の質疑を行います。2回目の質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 質疑ではないんですけどもね、さっきの話で、お金が要ることは極力避けてほしいと思いますが、例えば今回、今回というか常にですよ、音声を録音してますよね。これをネットに載せることはほとんどお金かからんと思うんですが。例えば、決算委員会の議事録がいつできたかという、できたかどうか確認してませんが、ごく最近です。やっぱり議事録つくるのは時間かかりますからね、その間でもいいし、その後もあってもいいんですけども、せっかく録音したもんがあれば、ネットに入れておけば、我々でももちろん事務局に行ったら聞かせてもらえますよ。でも、そこへ行って聞くよりか、家にいてパソ

コンをびこびことやったら、ああ、あのときああ言うたんかねって自分で確認ができるわけですから、お金かけてケーブルテレビに金払うことはないと思います、私は。ただ、録音してあるものは生かしてほしい。それは私の意見です。よろしくお願いします。

○網谷委員長 要望でよろしいでしょうか。ほかに意見はございませんか。2回目の質疑、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 なしということで、3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 なしということで、以上で第1款議会費の質疑を終結いたします。

第4款衛生費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

西村委員。

○西村委員 予算書の92ページをお願いいたします。2,210、白石墓地移転事業についてでございますが、この金額云々じゃなしに移転場所、それからこれに伴う進捗状況が今どういう現状になっとるかをお尋ねいたします。

○網谷委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 白石の墓地の関係なんです、これ平成11年に広島県のほうで豪雨災害、これがございました。これを踏まえてということで、国のほうが広島の西部の地域にということで、土砂災害特別対策区域、ここに対して砂防堰堤、これを整備するということで、ちょうど白石の市営アパートですね、ここと白石公園、この山手側が2カ所が砂防堰堤の地区にということで、ここの整備をということで決定をしておりました。これの2基を設置するんですが、この1基に関して、ここに共同の墓地、民間の墓地がありますので、これがまさに1基の砂防ダム、この下に乘っかっておりますので、これに関して本来であれば国のほうで一般補償で移設をします。これを公共補償でということで依頼がありまして、新たに近隣に白石墓園という形で、市営の墓地、これを建設し、これの公共補償によるということで、当該地に150の墓地があるんですが、これを移設しようというものです。この事業、平成20年から進めて、25年に1度、生活環境委員協議会のほうで進捗状況について御報告をさせていただいたんですが、26年8月、広島土砂災害、これがございまして事業が停滞をしたと。広島土砂災害、これがある程度の見込みがつかまりましたので、また進捗が始まったということで、私どものほうで移転先の場所についてある程度選定をして、ここの地権者等にも話をするとあわせて、150基おられる墓地の所有者に対して意向調査をしたというような状況です。

以上でございます。

○網谷委員長 西村委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに委員の方の質疑はございませんでしょうか。

細川委員。

○細川委員 おはようございます。ちょっとページ数が前後するかもしれませんが、お許しください。何点かお尋ねしたいと思います。

102ページにごみの廃棄物減量等推進審議会業務委託料800万円とございますが、この事業について御説明をいただきたいと思えます。同じページに地域ふれあい収集業務事業補助金400万円、去年はたしか500万円の予算だったと思うんですけども、この減額の理由と。あわせて本市がずっとごみの減量化に取り組んでいます、その状況がどういう状況になっているのか、また29年度の課題についてのお考えがあればお伺いします。

2点目も、ちょっと一応概略だけさせてもらいます。103ページに可燃ごみ広域処理費用ということで、ことしは中継施設の設計に入っていくと思うんですが、全体的に今の広域の状況と、あと中継施設の考え方あたりをお願いします。

3点目ですが、94ページに斎場費の中で小規模工事がありますが、これのちょっと概略をお願いします。たくさんになりますので、1回目はこの程度にして、まずごみの廃棄物審議会業務委託料及びごみの減量化の状況あたりを御説明いただければと思えます。2点目、3点目については、その後をお願いします。

○網谷委員長 環境整備課長。

○田中環境整備課長 廃棄物の審議会の関係の委託料の関係です。これにつきましては、現行の廃棄物の基本計画、これが25年から34年までの10年計画でということで策定をしております。廃棄物の処理清掃に関する法律、これに基づきまして市町村はその計画に基づいて適正に処理をするということが義務づけられております。その一方で環境大臣、これが廃棄物の減量に努め、さらに適正に処理をするために基本方針を定め、総合的、計画的に事業を推進しなければいけないということが明記されておまして、これに基づき環境大臣が基本方針を定め、その基本方針の中で、市町においては、自治体においては、基本的には10年、15年を見据えた計画を策定しなさいということがうたわれております。その中で、そうは言いながらも5年ごとに必ず見直しをしなさいということと、あわせて私どもも含めてということで、基本計画の中で変動があった場合、まさに私どもでいうと今回広域処理を行うということになった場合には、その場合はその見直しをすることが好ましいということがただし書きでうたわれております。これらに基づいてということで、来年度ちょうど5年目に当たるということで、それに基づく計画を新たに策定する、その業務についてということで業者のほうに委託し、審議会がありますので、審議会の運営も含めてということで、運営費の委託、計画の策定、その業務にということです。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 ちょうど5年目に当たるからということでございますが、廃棄物減量という名称がついておりますので、ぜひちょうど広域への節目ということもありますし、市民の皆さんの減量意識を高めるような計画の策定をしていただきたいと思うんですけども、今どういった策定をされていくのか。要するに、ごみを排出する当事者側の意識を高めるための何か計画のつくり方というか、何かお考えがあれば御紹介いただければと思えます。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 私ども、平成25年10月にごみ処理手数料、これを導入しました。おかげをもちまして、それが順調にということで、昨年11月の施行法のほうにも、ごみの減量

化が着実に図られておると。一方で事業系のごみについては、若干、市内にスーパー等ができてということで増加傾向にあると。それとあわせて31年度から可燃ごみの広域処理ということになると、廿日市市で処理していただく場合に、その処理量に応じて負担をするということもありますので、そういったことも踏まえて減量に向けてということで、資源回収もそうですし、あるいは生ごみの処理機等についてもそうですし、そういった取り組みについたということで、強化を進めていく必要があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 話がちょっと広域の話になりましたので、現在の進捗状況について御説明をお願いします。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 平成28年の5月だったと思うんですが、廿日市市のほうでDBO、設計と建設とその後の運営、これに関してということでプロポーザル方式、これでの入札をした結果というのを、議員の皆さんに文書でお知らせをしたところです。その後、ことしの1月に廿日市市のほうで安全祈願祭、これを行いまして、建設作業に取りかかっているということです。今後については、当然その建設の状況に応じてということで、私ども、そのための負担をとということになってこようと思います。もう負担割合については、おおむねどういった割合でということで話が進捗しております。次のレベルとしてということで、じゃあ31年からの維持管理、これについてどうするかということをお互いにやはり両方がウインウインというか、この広域にすることによってのメリット、これを見きわめてということで、一生懸命というか、執拗に相手方と折衝しておる、不利にならないようにということで、そういった交渉をしておるような状況です。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 今後は維持管理における財源負担についても、廿日市との交渉が必要になるという御答弁だったと思いますが、その場合に、大竹市が持ち込むごみの量あたりが、やはり廿日市との交渉事項に入ってくるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 現在建設しておる焼却施設、当然、ごみの処理量に応じてという、これは処理量、搬入量によって当然算定をすることによって決まるわけですが、その建物そのものが非常に複雑な建物というか、私どもとの共同の処理の施設と、あと廿日市が以前、27年の9月、御説明したかと思うんですが、独自で粗大ごみの破碎施設、これが建物の中に入っているということで、そのこの部分の維持管理等も含めて、じゃあどこまで大竹市が負担するのかというような部分についてということで、一生懸命ここが大竹市の対象だと、ここは対象ではないよというような関係でということで、極力大竹市の負担を少なくするようにという、そういう意味での折衝をしとるということです。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 ぜひ市民の皆様が納得できるような負担割合になるようにお願いしたいと思いますが、交渉していくに当たって、排出していくごみの量というのも関係すると思うんですが、実は先ほど、ごみの減量化の状況については着実にというふうな御説明だったんですけども、若干、27から28に向けて、1人当たりのごみの排出量は、ちょっと頭打ちになっている印象があるんですけど、それは私の思い違いなら、そのようにお願いしたいんですが、実は廿日市がまだ決まっていはいないんですけど、この間からごみ袋の有料化に向けた検討をもうされているというふうに聞いております。本市の場合も有料化したときにはがくと下がりましたので、そうすると廿日市のごみはがくと減ったら、うちの量の負担割合がふえるんじゃないかと心配しているんですよ。というのもありまして、今の1人当たりの排出量の状況ですか、そのあたりをもう一回お願いします。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 清掃事業の概要のほうにも、1人当たりのごみの、1日当たりの排出量、これを掲載をしておるところなんですけど、ごみ処理手数料導入前の平成24年が706グラムです。25年が692と、まだ10月の導入であったので大して減量はしてないんですが、平成26年度、翌年度には624グラム、平成27年度には623グラムでということで、委員おっしゃったように、26から27が若干、減少率が少なくなっておるということにはなっております。これに向けてということで、広報等にも11月だったと思うんですが、広報のほうに掲載をして、減量化に取り組むようにというふうをお願いをしておりますので、搬入量が少なければ、それだけ負担が少なくなるわけですから、これに向けてはごみ収集カレンダーのほうにも掲載しておりますので、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 なかなかごみを出す当事者のほうが、笛吹けど踊らず状態なのかなというふうに思いますので、今までと同じやり方では、なかなか効果が出てこないと思いますので、29年度廃棄物減量等推進審議会でもた計画を立てていくのはいい機会として、もう一步、減量化が進めるような策を、市民の皆さんと一緒に推進委員の皆様とも一緒に立てていただきたいと思いますので、お願いいたします。

93ページに斎場費があって、最後のほうに小規模工事とあるんですが、耐火レンガのことでしょうか。ちょっと去年は見当たらなかったんで、ことしどんなことをされるのか、御説明をお願いします。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 これにつきましては、火葬炉の主燃炉の中の側壁ですね、これがやはり高温でということで燃焼しますので、レンガ等が落ちかけているということで、これに係る修繕工事の施工としてということで120万円程度を考えております。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 消耗品じゃないかと思っておりますので、毎年この程度はやっぱりかかってくるとい

うふうに御計画を持ってらっしゃるのかどうか、どんなでしょうか。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 実は平成26年度に4,700万円ぐらいかけて制御盤と、それと排気ダクトの関係と、これの工事を行いました。27年度に800万ぐらいかけてバーナーの関係ですね、それらについてと火葬炉の台車、こういったものを更新しております。これで基本的には平成40年代ぐらいまでは、大規模な改修というのは大丈夫なのではないかなというふうに、業者さんのほうからおっしゃっていただいておりますが、今回のような100万程度のというのは、どうしてもこれ本当に消耗するようなものですから、その更新というか、修繕というのは必要かなというふうに考えております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 よくわかりました。今後も計画的に更新をお願いしたいと思います。1回目は以上で終わります。

○網谷委員長 ほかの委員の方、質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 2つほどお願いします。ごみ減量化という言葉がありますよね。これほどペテンに満ちた言葉はないと思うんですが、例えば本を買いますよね。本屋さんで本を買えば、せいぜい袋に入ってくる程度ですね。アマゾンで買えばですよ、お化けみたいな箱が来ますよね、その段階でごみの発生ですからね。消費者の段階に来たときには、もうごみがくっついてくるわけです。だから、さっき細川委員がおっしゃいましたけど、発生源のほうの意識と言いましたけど、発生源が誰かは知りませんが。それから、さっきの有料化して減ったって、ある意味うそですよ。要するに、ごみ処理費が有料化したら不法投棄がふえるんですね、ある意味。それで安くしたらどうなるかったら、近隣からどっと、大竹安いといったら、皆さん、大竹に、大竹の袋がスーパーで売ってるわけですから、大竹で処理しようとして大竹に流れてくると。だからこれ、広域でね、広域か全国か知りませんが、かなりの広範囲でごみの量がふえたか減ったかをまず把握しないと、減量化というのは何でもないことですよ、部分的に見たらですよ、部分的に見て、それが全体で減量化が功を奏したと思うのは間違いじゃないかと思うんですよ。まあ難しい問題ですけどね。ただ、余りくそ真面目に減量化委員会って金かけてやっても、実際、意味がないんじゃないかと思うんですけどね。

それが1点と、もう1個はペットの話ですけども、ペットが死んだ場合に、それは何かというと、まあさまざまでしょう。大竹の場合はどうしているか。犬を管理してるのはそちらですかね、登録。今の猫は管理してないと思いますから、犬の人口がわかったら教えてください。一定割合死んでるはずですからね、よろしくお願いします。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 犬の登録件数なんですけど、本年1月末現在で1,250匹登録したものがということになっています。

ごみの減量の件なんですけど、ごみ処理手数料を導入したのが25年の10月です。不法投棄

がふえる懸念をおっしゃったんですが、実際、私ども、大竹市域の中で不法投棄の箇所数で見たときに、平成26年が40カ所、27年が47カ所、28年、今年度が2月末現在で40カ所と。ピーク時、平成21年が150カ所だったんです。じゃあ搬入しなかったものが不法投棄として、顕在化していないものもあるかと思いますが、決してそれが不法投棄に結びついたというふうには私は認識しておりません。

それと、実際にごみ処理手数料を導入する前に、やはり減量するということから、25年の6月からリサイクルセンターのほうにごみを搬入する際に、予約をしてという制度を設けました。これ免許証等で確認させていただいたということで、それまでは本当に1年間にすごくたくさんの方が来て、職員がその都度、その都度対応しておったんですが、予約制になることによって、いつ何時に来るかということがわかるということで、非常に円滑に受け入れができると。それと、件数が減ったと。それは一方で車等で搬入する方が難しいとか、仕事をしておってというような事情もあるかと思いますが、少なくとも私どものほうで把握しておるのは、他の市町から搬入するようなものというのは少なくなったというふうにも考えておりますので、これも1つのごみの減量化につながったのかなというふうに思っております。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。だから、減量化というよりか、ごみ収集の適正化ですよ。ごみが発生する元を断とうと思えば、生産段階とか流通段階に首を突っ込まないと無理ですからね、ごみを発生させようと思って生きてる人はいないですから。生活に伴って出てくるわけですから。ごみが出るから消費をやめようという思考回路はないですからね。だから、本質的に言えば、有料化したら減るというのは、どっかいびつなものがあるから減るんであって、本来、ごみの処理を有料化したら発生が減りましたというロジックは成り立たないんですよ。そこまで思いをいたして議論しないと、本当に何の委員会かわからなくなるような気がしますけども。あれですね、1つはもちろんリサイクルがあります。リサイクルしやすいような環境をつくるということも大事ですよ。そういう意味じゃかなりよくなってきてるんだろうと思いますけども、これからもよろしくお願いします。

それと、ペットは1,200匹じゃもちろんないと思いますが、狂犬病なんてね、もうあれいけませんから、あんなものはないと思いますが、ペットが死んだときどうするかというのがあって、岩国のほうに葬祭屋さんがありますけども、すごい高いとかいうものもありますし。もちろんこれは思いの問題ですから、幾ら金かけても平気な人もいるでしょうし、さまざま個人差がありますよね。ただ、廃棄物処理から言えば燃えるごみですか。中には斎場とか、焼き場でやってくれるところがあったりしますけど、廿日市でやってるという話も聞くんですが、広島は以前からやっていますよね。大竹市も何でやってくれるのんやという人も、声も聞くんですが。あれは大変なんですかね。ちょっと検討したことがあるのかどうかも含めて、ちょっとお答えください、お願いします。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 犬の火葬場の件なんですが、犬そのものがというのは、やはり嗜好品

というか、皆さんが当然、犬を飼えるのであればいいですけど、今、やはり犬を飼うということになると、そのためのいろいろな費用がかかるよということになったとき、特定のペットを飼っておられる方に対してのみの火葬場を設けることがいかなかなということで、より優先すべき事項が、本来の火葬場のほうはかなり老朽化しておりますので、そちらのほうを優先的にするほうが先決であるかなというふうに思っております。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 おっしゃることもわかりますが、スーパーといいますか、ああいう大型店のペットフードの売上とかを見たら、中には人間も食べるやつがいるかもしれませんが、基本的にはペットでしょうから、すごい販売量ですよ。それで、アニマルセラピーという言葉もあるし、今ごろ单身の方なんかにおいて、ペットの存在というのは、昔は猫イコールネズミをとる係、犬イコール泥棒番ですね、私が子供のころはそういうイメージでしたけど、今はそういうことはないですから、ネズミいませんしね。泥棒はもっと賢いからです。

だから、そういう意味で、ペットを飼ってる人が特別という考え方はね、逆にかわいそうな人がペット飼ってるんじゃないかと私は思いますけどね、弱者のほうはね。それは見方はさまざまでもいいんですけども、ぜひそういうときにどうしようと、せめて検討ぐらいしてほしいんですよ。もちろん焼き場がですよ、人間様のほうが粗末でいいとは思いますが、何か同じような目的ですから、併設か何か知りませんが、廿日市がどうしているのかも含めて、ちょっと考えてみてほしいなと思うんですが、検討のほどをよろしく願います。

以上です。

○網谷委員長 答弁はよろしいですか。ほかの質疑の方はおられますか。

副委員長。

○賀屋委員 それでは私のほうから。先ほど西村委員のほうから墓地の話があったかと思うんですが、これは白石墓地で、事業としては砂防事業に関連した現在ある共同墓地の移転ということで、これは以前から話があるところでございますけども。共同墓地に関して、白石も当然、今回の対象になるところがあるでしょうけども、ほかにもそれぞれの地区で、大竹、小方、玖波といったところで、墓地の種類として市営墓地と民間の経営している墓地と、こういった共同墓地と3種類あると思うんですが、一番厄介なのが共同墓地ではないかと思うんですが。つまり、昔の合併する前から町の墓地として管理を、その当時はされてたかどうかはわかりませんが、あったやつをそのまま合併後に、土地そのものが大竹市の今、土地になって、そこに墓石があるという状況でございますけれども、だんだん高齢化が進む中で、いわゆる墓じまいということも最近では多く見られるようですよ、また後継者といいますか、その墓地の管理をされる方がだんだんと少なくなっているということで、必然的に墓地が荒れてくるということがあるかと思うんですが、そういう中で、共同墓地ですね、これの現状と対策というのが必要になってくるのではないかと思うんですが、現状で今の共同墓地、どのぐらいあって、どの地区にどれぐらいあってとかいう場所、数の把握というのはされているんでしょうか。それと、その管理そのものの、市有地の

中にある墓地の市営墓地とは違う位置づけかと思いますが、そのあたりの市としての将来的な、あるいは現状の管理の考え方、このあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 墓地の建設の許可、あるいは埋葬に関しては、墓地埋葬等に関する法律、これに基づいてということで整理がなされます。この法律が昭和23年に施行されたということで、当然、墓地については、墓石についてはそれ以前からもう建設がなされておるよと。それとこの墓地・墓石に関する事務に関しては、従前、県のほうが管轄をしておりました。これを平成24年から大竹市のほうに権限移譲された。権限移譲された時点で墓地の台帳というのがあるんですが、それまで県が全権を掌握しておったわけなんで、例えば大竹市の墓地の台帳についても、ほとんどがないような状況であると。私どものほうで把握した中で、底地が大竹市のものが8共同墓地ぐらいあるかと。それ以外の民地のものも含めると、恐らく20とか20何墓地とかということになろうかと思いますが。

その管理について、私ども大竹市だけではなくて、県下の権限移譲を受けた他の市町の方に、いろいろと調整とか照会をしておるんですけど、いずれの自治体においてもその対応に苦慮されておると。その前段階として、県のほうもなすすべがなかったのかなというふうに考えております。

以上です。

○網谷委員長 副委員長。

○賀屋委員 今、現状といいますか、その経緯も含めて伺ったわけですが、この8共同墓地、あるいは20に及ぶ箇所が、現状がどういうふうにか所あって、どなたの墓があるのかというのが、把握を全くされていないというような状況ですと、基本的に市の土地の中にあるということであれば、将来的に先ほど申しましたように、管理される方が少なくなっていくときに、どうしてもいろんなトラブルが発生すると思うんですが、そうするとどうしても市のほうに、まずは苦情なり相談なりされるということで、その数もふえてくるということになれば、市の対応は大変な作業、事務量になってくるのではないかと思うんですが。

そういうことも踏まえて、その辺の対応をするための対策といいますか、まだ今ならどこの誰の墓地なんだということも、既に管理をされてない墓地があればその周辺に聞き取りをすれば、その墓地の経緯等もわかってくると思うんですけども、そういう意味で、しっかり今の時点で調査をして、台帳を残して、それで将来、管理をする上でちゃんとした体制をとれるような手だてをするべきではないかと思うんですが。というのもそういう墓地の利用者の方から、いろんな相談とか苦情とか入ってきまして、市に話をしても、市も取り合ってくれないと。やはり自分たちで何とかする、しなくちゃいけないと言われても、お金もかかることだし、よそのことまでは手が出せんということで困っている方がたくさんおられるわけですね。そういう方が、またどんどん今からふえてくると、これは本当に地域の問題ではありながら、社会的な問題になってくるんであろうというふうに思いますので、ぜひともまだ高齢者の方で墓地の経緯がわかっておられる方が存命のうちに調査を

するなり、対策を講じていただきたいというふうに思うんですが、そのあたりどういうふうに今から考えられるのかというのがもしあれば、お願いします。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 今回、白石墓地の移設の関係で意向調査、これをして、墓地が150基程度あるんですが、その中の実は5基について、既に無縁仏であろうということが、なかなかその墓地の所有者がわからないという実態となっております。それがもし仮に底地が市ということであれば、当然、通常、無縁仏についてそれを何らかの対応をするということになれば、公示をし、官報に掲載をして、しかるべき手続をとということ、それらについて全て行政のほうでやらざるを得ない。そういった状況も踏まえる中で、これから無縁仏がふえてくるおそれというのは多分にありますので、そういったことへの対応というのも、委員さんから御意見をいただいて、これが遅くなればなるほど、その無縁仏がふえるおそれというのがありますので、それに向けたということで、まず実態なりがどうであるかという部分については、調査をする必要があるかなというふうに今回、御提案いただきました、私自身、認識しました。ありがとうございました。

○網谷委員長 副委員長。

○賀屋委員 趣旨を御理解いただきまして、ありがとうございます。できるだけ早くそういった調査に取りかかっていたいただいて、この問題といたしますか、課題がどんどん先送りをされないように、若い職員の方がだんだん荷物が重たくなりますんで、今の段階である程度そういった何をやるべきかということについての調査をしっかりと、今回の予算の中には計上してありませんけども、そういうことも今後、早目な対応をお願いをしておきたいと思えます。

それともう1点、93ページの備品購入の監視カメラ20万というのがあるんですが、監視カメラがほかの総務費の中でも、これは150万とかありましたけども、今回の衛生費の監視カメラ20万というのは、ほかの費目に比べると安い計上なんですけども、どういったもので、どこに設置をする予定なのか。どういう運用をされるのかということをお教えいただきたいんですが。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 これまで監視カメラについては、平成23年度から県の半額補助を受けてということで、10基ほど設置してまいりました。これ今までのものについては固定型のもので金額も160万、170万余するようなもので、他の場所に移設することが難しいと。今回のものについては20万と安価なもので、移設ができる簡易型のものということで、もし市民の方から、ここに不法投棄が頻繁に見られるよということであれば、その場所に設置をしてということで、柔軟な汎用的な対応をするためにということで、今回1基とりあえず購入してみて、その成果があれば、安い金額ですから、その20万の半分10万については県から補助が出るわけですから、これをふやすことによって、より安価な経費でより効果が高いものが期待されるのかなというふうに思っております。

以上です。

○網谷委員長 副委員長。

○**賀屋委員** その運用というのは、設置をして例えば不法投棄がそこへされておれば、そのカメラを再生をして確認するということになるのかと思うんですが、そのあたりのパトロールと一緒にセットで動かないと、例えばカメラの録画機能といいますか、時間も制限があるかと思うんですが、そのあたりは、今まである10基のやつは、映像がそのままどっかへ転送されて、リアルタイムで監視ができるというものではないかと思うんですが、その辺に比べて、逆に言えば時間的な対応が、ひょっとしたらおくれるというようなこともあり得るのではないかと思うんですが、そのあたりはどういうふうに考えとってですか。

○**網谷委員長** リサイクルセンター長補佐。

○**川本環境整備課リサイクルセンター長補佐** 監視カメラの録画等につきまして、これまでの固定式につきましては、パトロールと一体となりまして、ほぼ毎日午後パトロールに出しておりますが、その際に異常があった際に、機器に設置してある固定のメディアを交換することによって、その痕跡があったものを、仮に1週間前まではデータがあると、さらにその1週間を超えたものも常時更新していくという状態ですので、パトロールが大体3日から4日に1回は同じ場所を通りますので、そこで異常があった場合につきましてはデータが残っていると。ですから、現場を押さえるというよりは、その状況についてどういう者が投棄をしたかという確認の1つのデータとなるということでございます。

今回、移動式ということになりましたら、実際投棄が多いところに設置をして、これも仮にですが1週間程度しか情報がたまらないんですけれども、それを設置して、その1週間の間に異常があった場合には、そのデータが確実に残っていると、そんなふうにパトロールと連動させまして、パトロールによってデータを回収して情報を確認すると。今、結構、携帯電話とかでそのままリアルタイムで見るというシステムもございますが、二桁ほど値段が高かかりますので、そういうものはちょっと利用しておりませんが、後手に回るという意味はありますが、そういうことを確実に一つひとつ情報を潰して行って、二度とそういうことがないようにするというためのシステムをつくっております。パトロールと連動してさせていただいております。

以上です。

○**網谷委員長** 副委員長。

○**賀屋委員** ありがとうございます。今までの10基の設置の効果をちょっとお聞きしたいんですが、当然、不法投棄は減ってると思うんですが、その監視カメラによって不法投棄をされた映像なりで、いわゆる投棄された人を特定をされたり、あるいは告発をしたりということが今までにはどれぐらいあったのか、なかったのか、ちょっとそのあたりを。

○**網谷委員長** 課長。

○**田中環境整備課長** 実は、先般も大変恥ずかしい話なんですけど、リサイクルセンターの前ということで、車両からコンビニで弁当を食べた殻、これをほうり投げるといふ事案がありました。リサイクルセンターの前に監視カメラがありますので、それでばっちり車の車両ナンバーが映っておりましたので、警察に通報したということで、恐らく警察のほうで立件をしていただけたのかなと。

警察のほうへの立件についてなんですが、まず警察に私どものほうから通報したのは平成27年度が14件、28年度、今年度が11件ですね。昨年度が立件が2件、今年度が3件、今、立件に向けてということで調査しておるのが3件というふうに警察のほうから聞いております。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 93ページになるんですが、市内の公衆便所のことについて要望を兼ねてお伺いするんですが、現在、市内に公衆便所として設置されている箇所は何か所あるんですか。それで、その公衆便所の便器ですね、洋式かそうでないのか。それとあわせて最近はどこかの家庭でもほとんど温熱式を使っているんですが、公衆便所の場合、そういったものが大竹の場合あるのかないか、その辺の設置の考え方はどういうふうに考えておられるのか。これを常時清掃したり、修理が必要だというような場合には修理されるんでしょうが、どういうふうな管理の方法をとっておられるか、合わせてひとつ聞かせてもらいたいです。

それから2番目の問題ですが、これはページ数を特定するわけにいかない、関連する事柄なんで、強いて言うなら100ページから103ページまでの間の、いわゆるごみ処理に関する事柄で、現在はまだ福山の発電所に固形化燃料を供給しているわけですね。この契約期間は具体的にはいつまでになっておるのか、最近報道によると、福山の発電所は営業を5年間延長するというふうなことを考えているようですが、そうなると大竹市の場合は、廿日市と広域処理をやるという方向ですから、今までの関係がなくなるかもわかりません。そういった場合のリスクはどうなるのかということ、1つは心配しとるんです。福山発電所との関係でどういうふうなことになるんだろうかということ、ひとつ説明してもらいたいのが1つです。

それから、廿日市と広域処理をする上では、施設を今から建設することになるんですが、これは完成予定がいつで、この処理場の建設にかかわる費用負担は、まださっきの話では全て整っていない協議中のものもあるということなんですが、そういった費用の問題ですね。これを広域処理が行われると、例えば施設の償却費等が、ごみ処理費の手数料か何か、名目はどうなるかわからんにしても、ごみの袋と同じように焼却費等が市民に転嫁されるようなことになるんじゃないかという感じがするんですが、そういうことはないでしょうね。そこんところをひとつ、広域化したのはええが、市民負担がふえたいようなことじゃ困るんですがね。そういう私は心配しとるんで、そういうことをわからなかったと考えるのかどうかわかりませんが、その辺のことをひとつ聞かせておいてください。

それから、一番大事なのは、やっぱりごみの問題というのは、まず減量化を、引き続いて市民の皆さんの理解なり協力を得て減量化を進めるということ、また資源化をさらに図っていくということが、ごみ問題では大事なことだと思うんですが、ただ発生源に対する負担を、私は以前から求めるべきだというふうに思うんですが、最近は読売新聞が購読者に対しては古新聞の回収に定期的に来るということを設定して、案内も折り込みでしてお

るようですが、その他の新聞についてはそこまでやってないですね、中国新聞も。だから、単なる新聞だけじゃなしに、新聞に折り込まれる広告ですね、そりゃもう土曜、日曜は、日曜は少ないですが、金曜、土曜あたりは10枚も20枚も近い折り込みが入る。これはどこへ処理しよるかというたら、一般的には大竹市が処理しよる。広告料は新聞販売店の収入になる。こういうちょっと私から見れば、もうけるほうは負担はしない、処理するのは市民の税金で処理するというようなことを、いつまでも続けていいのかどうか、そのところを何とか発生源に対するやっぱり負担の問題も考えるべきではないかということ、ごみ減量化の議論の過程でね、何回か申し上げてきたと思うんですが、現在はどのような担当者のほうで対応しておられるか、働きかけをしても協力してもらえないということなのかどうか、その辺のところを聞かせてもらいたいんですが。

それで大事なものは、広域化に処理がされれば、今でも廿日市のごみの収集の内容は大竹とは違うんですね。それで、減量すれば資源化を進めればメリットがあるというふうなことを、広域化が始まる過程でしっかり取り組みをしておいてもらいたいと思うんです。努力をすればただの報いを得られると。それがそうじゃないということになると、ますますこれはごみの問題については、施設の事業費、それから処理費を含めて、市の負担になる、ひいては市民の負担になってくるということになりますからね、ごみの減量化、資源化に取り組んで成果を上げれば、それは市民の皆さんのやっぱり協力や理解が報われるというふうなことをしっかり取り組みとしてやってもらいたいと思うんですが、そのことも今、協議中かどうか知りませんが、市の考え方はどうですか、合わせて聞かせてください。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 最初に福山リサイクル発電の件です。これにつきましては、新聞等でおっしゃるとおり掲載されておりまして、福山市については、あと3市町が継続をするという意向を示しております。私ども、当然、焼却施設を広域でしますので、この結論については最初のRDFの供給の契約の中で、これが30年度までで終わりますので、その1年前までに辞退をする場合については届け出をしなければいけないと。もしそれをしなければ、そのまま引き続きということになりますので、29年度中にその意向を文書をもってということで通知をすることになるということです。その際に、当然、継続する市町がありますし、撤退をする市町がありますので、その部分の整理が出てこようかというふうに思います。

それと、次の広域の件ですが、新たな焼却施設については30年度中には一応竣工して、31年度からということの予定です。この建設費に関して申しますと、国のほうの循環型社会形成推進交付金、これを大きな焼却施設、これはエネルギーの回収率を高めるという目的を持ってということと、広域処理をする場合ということで交付金が出ます。その交付金はその施設の中身によって補助が原則3分の1なんですけど、2分の1もあるし、該当しないというのもありますので、その部分の交付金の額が決定しないので、現状において大竹市の最終的な建設費にかかわる負担については、はっきりとお示しができない中でということで、来年度予算については今の見込みの交付金の額で5億円ということを計上さ

せていただいております。

それと、3点目の減量化についてなんですが、先ほどの細川委員さんの話にもなるんですが、私ども25年にごみ処理手数料を導入するに当たって、紙資源の日というのを新たに、従来の雑誌雑紙に加えて、前は新聞、段ボール、雑誌だけだったんですが、それに委員さんが言われたチラシ等の雑紙、これについても資源としてということで出してくださいということにしておりますので、それらについては資源としてリサイクルセンターに入った場合には、これを業者のほうは購入していただくと。あわせて自治会とか各種団体に対して資源回収、これを行ってあって、その量に応じて報償金を交付しておりますので、この取り組み、これを積極的にすることによって、それぞれ自治会等についてはその報償金が自治体の活動経費になるということで、一挙両得な部分がありますので、これへの働きかけをということで、自治会の新年会するときなんかも出向いて行って、ぜひとも積極的に取り組んでくださいというお願いをしたところです。

以上でございます。

○網谷委員長 環境整備係長。

○宮下環境整備課環境整備係長 公衆便所についてなんですけれども、こちらはまず蛇喰磐にあります公衆便所になります。男子トイレ、女子トイレとございますわけですけども、まず温熱式という形にはなっておりません。

そして、あと市内にある公衆便所の数ということでございますが、まずこちらの公衆便所は条例のほうにも施設管理条例が定められておりますが、その他の公衆便所が施設に附属されているところということで、市役所とか総合市民会館など公園とかあると思っておりますけども、こちらの数については、ちょっと申しわけございませんが把握し切れておりません。

以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 今の公衆便所という場合、市内にあちこちに公園がありますよね。公園に便所を設置してあるところもあるでしょう。それも把握しとらんのですか。予算書にあなた、公衆便所の管理業務委託料じゃいうて毎年払いよるのに、担当が把握しとらんじゃいう話は、ちょっとおかしなことじゃね。

それで考え方を聞いとるんですから、実態はこうだけれども、従来の日本式を洋式にかえたいとかね、洋式にすればしたで順次温熱トイレにしたいとかいう、そこを聞きよるんで、あわせてもう一度言ってください。もう時間がないので。便所のことをちょっと。

○網谷委員長 環境整備係長。

○宮下環境整備課環境整備係長 まず、公衆便所についてなんですけれども、先ほど環境整備課で管轄している公衆便所というのが蛇喰磐のみでございまして、先ほどの公園とかの数については管轄がちょっと、申しわけございませんが違いますので、こちらの環境整備課のほうでは把握していないということでございます。

以上です。

○網谷委員長 よく調べておいてとのことですか。お願いします。よろしいですか。ほかに質

疑はございませんか。

副市長。

○太田副市長 公衆便所として条例化してるのは環境整備課が管理している1つでございます。あと施設として附属施設というか、公園内に公衆便所がございます。公園内のトイレのことににつきましては、都市計画課のほうで、また御質問のほどよろしくお願ひいたします。

○網谷委員長 山本委員、よろしいでしょうか。

○山本委員 1回目を終わります。

○網谷委員長 ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で第1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 先ほど、福山の発電所との関係でお尋ねしたんですが、これはだから今までの契約でいえば、廿日市の共同処理、時期よりか若干ずれる可能性がある。その場合に、福山のほうで当初の計画を考えても、契約どおり大竹といかんわけですから、その場合には何かあれですか、RDFの供給をするという約束をしてきた関係上、罰則めいたものがあるんですか、外れたら外れたで。もし5年間延長するということになりゃ、なおさら期間が長くなるんですが、その辺をどういうふうになるのか私は心配しとるんです。そこをまず聞かせてください。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 済みません、説明が十分じゃなくて。当初、RDF事業を進めるに当たって、参画市町で平成14年にRDFの供給及び処理委託に関する契約、これを締結しまして、この業務についての満了期間が31年の3月31日ということで、もう期限を切っておりますので、さらにそれからもしもこの事業について延長する場合には、延長する旨の意思をするし、その時点で延長しないのであれば撤退をするという届け出をするということで、特にペナルティーというのは設けられておりません。

ただ、この事業を進めるに当たって、この契約の中で、最終的にRDF、三セク事業で行っておりますので、これが最終的に全てRDF事業が終わった場合に、この契約の中で現状の建物ですね、箱物、これについてきれいに清算をしなければいけないというのがうたわれておりますので、これに関して当然、私どものほうも平成15年から15年間恩恵を受けたわけですから、それに対する応分の負担をとということが発生してくると思います。

以上でございます。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 その応分の負担というのは、話し合いで決まるんですか。それとも何かこれまでの供給量の額に応じて決まるのか、どういう決め方になるんですか。協議の上で決めるということになる。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 参画市町、5市1町1事業組合の中で、RDF適正処理推進協議会、これを設置しております、RDF事業の31年3月31日で満了となりますので、今後の方針についてということで、3年前から協議をすることができるということで、28年度、今年度からその方向に向けてということで協議を進めております。そういう中で、福山リサイクル発電のほうで、万が一撤退、撤去するということになった場合に、その経費についてということで試算をしていただいております。撤去する場合の負担割合等については、これから正式に具体的な協議を進めて、その中で例えばRDFの搬入量であったり、あるいは出資の額であったりと、恐らくRDFの搬入量に応じてというような形になるのかなというふうに思うんですが、その辺については今後、協議検討を進めて、一方で5年継続する市町もあるわけですから、そういったことも踏まえて結論を出さなければいけないというふうに認識しております。

以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 協議されるということですから、今どうのこの結論めいたことは言えんわけで、その問題はそれとして、先ほど私がお尋ねした新聞折り込みの広告ですね。これはもう1カ月にしたら膨大な量になるんですが、これはあれですか、今はほとんど新聞と同じような扱いで清掃センターへ持ち込まれる、それか自治会とか子供会とかが収集日を決めて指定場所に持っていけば、市のほうが管理されるということになるんですが、これはまたあれですか、新聞とそういう広告を仕分けを市のほうでやるんですか。市のほうでやって、これは広告だということになりゃ、新聞販売店に応分の負担をしてもらう、どういう言い方をしたらいいんかしらんが、買い取ってもらうということになる。私が聞いていることに端的に答えてもらいたいんですが、私は、発生源にも応分の負担をってもらうような仕組みをつくるべきではないかということをお願いするんでね、今のような話が新聞と折り込み広告は別にして出してもらえれば、それは市の責任で負担するにしても、かかる費用については発生源のほうに請求するんだということにしてるといふんなら、そういうふうに端的に言うてもらええんです。どうなるん。膨大な量ですよ、1カ月。これはもう下げられんぐらいあれは重たいからね、枚数にしても。それ全部今、持ち込みか、今のよう回収団体が回収して、これも市の清掃センターのほうに持ち込んどる。これを処理するのは税金でやりよると私は思ってるんですが、それをいつまでも続けるということについて、私は何とかしてもらわな困るんじゃないかということをお願いするんで、もう少しわかるように。わかれば市民の皆さんも、ああ、こういうふうにやれば税金使わんでも済むという理解が進んでね、より資源化が進むし、ごみの減量化が進むということの方向になると思うんですがね。

○網谷委員長 リサイクルセンター長補佐。

○川本環境整備課リサイクルセンター長補佐 委員さんの先ほどの新聞及びチラシについて、より詳しい説明をさせていただきたいと思っております。現在、新聞及び新聞に折り込まれるチラシにつきましては、新聞と一緒に新聞の一部として袋を使わずに、ひもでくくって出していただければ、市のほうが収集をしております。逆に雑誌及び雑紙という形で、例えば

雑誌であるとかダイレクトメールであるとか、そういうものがたくさん来ますと、そういうものは全てやはり同じように袋を使わずに、ひもでしばっていただければ、先ほど言った紙資源の日に市が回収をいたします。そのコストについて負担を請求すべきじゃないかということでございますが、市のほうとしましては、新聞、雑誌、段ボール類を回収して、それを全て業者に売却をしております。ですので、チラシとして容量がふえた新聞も、全てキロ当たり何円という、市の収入として入っておりますので、直接今、チラシをつくった業者さんに請求するという予定はないところであります。

リサイクルにつきましては2つの面があります。今のようにリサイクルして分けた状態で、既に商品として売却できる場合、有価物、ただリサイクルはできるけれども、やはり幾らかの処理費がかかる場合、プラスチック類とかですね、リサイクルには回るんだけど、市としては処理費が必要な場合とあります。しかし、それも単に焼却するとか、ごみとして処分するという意味ではなくて、リサイクルをすることによって資源化ができるという意味では、どちらもリサイクルでございますので、その分につきましては、国の施策における各種のリサイクル法に従って、それぞれ発生源の会社等について協力を求めるというのは法律の段階、つまり国のレベルの段階で実際に行われているところでございます。市としては、直接に負担を要求するという現状ではございませんので、御了承いただきたいと思っております。

以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 この問題、いつかも議論したことがあると思うんですがね、いわゆる一般家庭からごみ袋に入れて出すでしょう。あの袋の中身というのは紙質のものがね、今のような広告も入るとるかもわからんし、単行本が投げ込まれとるかわからんが、いわゆる紙質のものが6割は一般家庭から排出される袋の中にあるんだというのが、実態だというふうに聞いておるんです。そうすると、今おっしゃるように、単価がどうであるか、こうであるかは別として、資源化の方向で幾らか還元ができるということだと、新聞と一緒に出してもらえれば。そうすると家庭から出るごみ袋の中のごみ質分が2割減る、3割減るとすれば、処理費は安くなるでしょう。そうならん。私はそうなるというふうに聞いたんですがね。そうすると燃料代とか電気代とかいうようなものを合わせて考えて、固化化する上での費用が軽減されるということになって、さらに新聞と同じようにそういうもののごみ質のものが、清掃センターに持ち込まれるということになれば、今度はそれが業者に買い取ってもらとなりゃ、二重にメリットが生まれるという関係になると思うんですよ。だから、そこんところを周知して、市民の理解なり協力を求めることによって、ごみの減量化、資源化ということにつながる大きな問題になっていくと、よりいいことになるということを思うから、私、ここで言うんですけどね。

新聞と同じように出してもらえばええんじゃというだけじゃなしに、そういうことをやっぱり市民の皆さんに知ってもらうことがないかね、いつまでたってもあれでしょう、広告を折り込むのは別段どういうことはないですよと、新聞と一緒に出してもらえば業者にそれを買い取ってもらうんじゃけと言うだけじゃ、本気に減量化を進めるという、資源化

に取り組むというふうには聞こえんのじゃがね。どういうふうにあれですか、担当課としては市民の皆さんに、ごみの減量化、資源化のための協力なり啓蒙なりをやっておられるんですか。今のようなことは全然話は聞いたことがないよ。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 ごみのカレンダー、これは平成25年の10月から冊子型のものにしました。この中でかなり詳しく資源回収の場合には報償金が出されると。紙資源になるものはこういった種類がありますよと。そういったことを掲載しておりますので、市民の方にそれをぜひともごらんになっていただきたいというのが1つと、やはり紙資源の日というのが月に実は1回しかない。これはうちのごみの区分から、どうしても月に2回入れることは現状で難しい、そういう状況がありますので、委員さんおっしゃるように、一度に出すということになると多量の紙資源になりますので、ここを何とか工夫をすることによって、半月に1回とかというような形で、その紙資源について、ごみステーションなりに持ち出すことができるような、そういった検討を進めていったり、あるいは雑紙、チラシについて、なかなか小さいものもありますし、規格もいろいろと違いますので、そういったものを合わせて袋に入れるようなものというのを、他の市町でも作成をしたりしておりますので、そういった取り組みというのをこれからも検討して、減量化を進めていきたいというふうに思います

以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 実際に協力、啓蒙をどう強めるかということを考えてやりゃええんや。そういう機会ならあるでしょう、あのカレンダーを配ったけいうて、あれを見りゃええじゃねえかと言うとったんじゃ、済みはせんですよ。一般の皆さんに聞いてみなさい。私が今のような細かいことを言うと、ああ、そういうみりゃそうですねと、うかつにごみ袋の中に新聞やら雑誌をほうり投げるといことはやめにゃいけんですねと、こういう話になるんだから、それをやったらね、相当私は燃料代にしても経費削減につながって、メリットがあると思いますよ。今のように袋の中身は5割から6割が紙質だと言われとるんですから、それを2割でも3割でも減らすということを、検討じゃなしに、具体的にひとつ取り組んでほしいということを要望して、2回目を終わります。

○網谷委員長 要望ということですので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 ただいまごみの減量のことが非常に話題になっているようでございますので、ちょっとごみ問題をやめようと思ったんですけど、もう少し質問させてください。この数少ない委員の中でも、いろんな考え方が出てくるように、燃やすごみの出し方については、まだまだ啓発が足りないというあかしではないかと思いつつ、今聞いておりました。ごみは、一般的に同じような消費生活をしておりましても、出すほうの心がけて随分減ります。そのところは、やっぱりもっと啓発に力を入れていただきたいと思つとともに、今、先輩議員のほうから非常にいい御提案をいただいて、ぜひやっぱり取り上げていただ

きたいと思ったんですけど、排出者の責任ですよ。新聞の、いろんな新聞会社が引き取ってくれるというのは1つの方法だと思いますし、あと、ゆめタウンとかで何種類か、あそこの買い物に行くときに持っていけば、かなりのプラスチックとか牛乳パック、アルミ缶など、あそこで回収していただけます。今は大きいスーパーでしかやってないようなんですけどね、スーパーから離れた地域の方もおりますし、そういうところにも小さな商店があると思うんですよ。そういうところに、何かもっと協力を、せめてパックとかアルミ缶程度の、お店のほうで回収していただくような協力をお願いすれば、地域の方もお魚を買いに行くついでにちょっと持っていかとか、ビールを買いに行くついでに、ちょっと牛乳パックの紙を持っていかとか、そういう感じの資源化への動きが出るんじゃないかと思しますので、ぜひそういった商店とかへの御協力も、29年度のタイミングで御検討いただければと思います。これはちょっと提案になっちゃったんですけど。

ごみの減量化というか、環境に対しては、小さなときからの学習、教育ですかね、非常に大人になってからも意味を持ってくると思います。ちょっと少し教育のほうに行ってしまうんですけども、環境学習の予算が105ページのほうに、環境学習事業ということで200万円ぐらいとってあります。これは多分、ごみの減量とは余り関係ないんじゃないかと思うんですけども、教育現場のほうで、例えば今も市民活動団体が主になって、生ごみの減量に関する子供たちへの教育活動に協力いただいていると思いますが、生ごみをテーマにして、循環型の環境に対する考え方とかも、子供たちに教えていただいているようです。十分環境学習になると思しますので、ただ今の悩みは、学校のほうが財源を持っていないということで、いろんな形で協力していただいて、お金もかかることですのでね、用意していただいているようですが、こういった環境学習の予算とかを、そういった学校現場で使える予算に少し使っていただくということはできないでしょうか。

○網谷委員長 課長。

○田中環境整備課長 この予算に関しましては、基本的に環境保全の部分でということで、干潟観察会であったり、あるいは川の生き物観察会、そういったものにとということで、目的を持ってこの費目でということで計上しております。これを廃棄物のほうの関係でというのは、ちょっと難しいかなと。一方でリサイクルセンター、毎年小学校4年生の児童の方が社会見学に来られます。その際に、必ず先生方が全ての児童の方に、ごみに関する質問、これをまとめていただいて、それがかなりのペーパーで来ます。それに対して必ず私も、お答えをして、皆さんが納得していただけるようにということで、その後で必ず児童の方が、学校の学習の授業の一環だろうと思うんですけど、体験、まず見学をしたときの感想なりを送ってくれます。それを見ると、大竹の場合、ごみをRDFにしておったということさえも知らない、ずっと燃やしておったんだというようなことで、やっぱり私どもの周知が足りなかったなというふうに思いますので、こういった直接に見学をしていただいと、そうはいいながら31年度から広域になるわけですが、場内にはその他の資源の分別等の作業も行っておりますので、そういった社会見学を通じて、やはり資源の大切さ、ごみが資源になるよということを知っていただく、そういう機会をふやしていきたいというふうに思います。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 教育現場のことは、また教育費のほうでお尋ねしたいと思いますので、やっぱり実際に子供たちが、例えば雑ごみでも、子供たちが毎日食べる、毎日食べてるかどうかわかりませんが、チョコレートのパッケージとか、ああいうのは資源になるんだよとか、ああいったのを実際に自分がごみ箱に入れるときに、ここはごみ箱じゃなくて資源のほうの入れ物に入れようというね、実際にやってみるという、そういった実践活動とかいうのが、今後の大人になってからも生きてくると思いますので、説明だけじゃなくて、子供が自分で動くようになるような教育活動をお願いしたいと思いますので、また教育のほうでお尋ねしたいと思います。今、お答えいただけますか。では、お願いします。

○網谷委員長 教育長。

○大石教育長 児童生徒が環境について理解を深め、環境について学んでいくというのは極めて大切なことだと思います。今、学校の中では、先ほど課長さんがおっしゃられましたように、社会見学等の学校行事など、また総合的な学習の時間を割と使って環境学習を進めております。細川委員おっしゃられたように、今は漠然としたものだけじゃなくて、やはり身近な問題をどうするか、自分たちで今何ができるか、そういったことを割と中心に行っているところでございます。また、実際に学校のほうに問い合わせさせていただいても結構だと思います。ありがとうございました。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 何年か前は忘れましたが、以前、子供たちが学校で取り組んでいるいろんな研究テーマを通じて、それを発表する機会があって見せていただきましたが、非常にいい取り組みをされていると思いました。ただ残念なことに予算がなかなかないという現場の声を聞いておりますので、お願いしたいと思います。

ごみ関係はこのぐらいにして、次にへき地医療についてと母子保健について、この2点お尋ねします。まず、へき地医療についてですが、87ページ、へき地医療対策事業とありまして、へき地診療所運営補助金3,140万、あと阿多田診療所基金積立金9,600万ほどございます。毎年予算決算のときの阿多田の診療所についてが話題になりますが、今、運営状況はどのようになっておりますでしょうか。医療行為を受ける方が年々減っていて、経営が厳しいというふうに聞いておりますが、どういう状況になっているのか。また、基金ですが、これはどういうお考えでこの額になったのか、見通しについてお願いいたします。

○網谷委員長 どうぞ。

○野島社会健康課長 阿多田診療所につきましては、まず24年度決算で申し上げますと受診者は1,823人、受診開設日が231日ということで、大体1日平均約8人程度ということになっております。28年も年度の途中ではございますが、大体若干ちょっと下回るかぐらいの数になるんじゃないかと想定しております。地区の高齢化等ございますので、少し減りぎみだと思っております。

また次の基金の積み立てですが、今当面4年分ということで積み立てのほうをしております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。年々減る傾向にあるということで、ということは、この診療所運営補助金の額が、決算ベースになるとだんだんふえていくというふうには受けとめたんですけどね、4年分しか基金を積み上げられないということであれば、この先かなり厳しいかなという印象でした。それについて診療所を運営しておられる医療法人及び地域の皆様がどのように今おっしゃっているか、できたら紹介いただきたいと思います。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 現在、阿多田診療所の契約につきましては、平成30年の6月までということになっております。来年度予算にも見えますように、診療所自体は今後も地区の医療を担っている、あるいは夜間救急のお医者さんがおられるということで、非常に地区の方にとっては安心である。今後、地域医療といいますか、在宅医療というのが今後ますます重要になっておりますので、そういった意味でも、地区にお医者さんがおられるということは、今後も必要であると認識しておりますので、診療所自体は今後も継続していきたいという考えを持っております。現在の予算につきましては、また今後、地区の方とかといろいろ協議していただいて、また今から検討していきたいと考えております。自治会としましても、やはり診療所は必要だという、やはりそういった夜間救急、そういったものにとって非常に安心して1日を過ごせるということで、継続してほしいという認識を持っております。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 運営を楽にするためにさまざまな工夫を市のほうでもされていたというふうに聞いたように覚えてますが、特定健診を受けていただくことによって、少しでも収入をふやしていただくというような御紹介を以前いただいたことがあるんですけども、どんなですか、効果のほどはどうでしたでしょうか。

○網谷委員長 どうぞ。

○野島社会健康課長 課長 阿多田診療所につきましても、特定健診あるいはがん検診で個別にできるものについては受けていただいております。また、収入を伸ばすのに、やはり国民健康保険の方が大部分なんですけど、あと社会保険の方もおられますので、そういった方も何とか健診とかできないだろうかというようなお話は、私どものほうで診療所のほうにしております。何とか収入を伸ばせる方法はちょっと考えてほしいということも申し上げております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 御答弁の中に、医療法人のほうの考えがちょっと出なかったように思うんですけども、収入を上げるさまざまな工夫をお願いしてもいいとは思いますが、どうでしょうか。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 答弁漏れで申しわけございません。阿多田診療所の医師につきましても、10年という区切りにはなるんですが、当面は診療をしてもいいというような、お考えのほうはちょっとお聞きしてはおります。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 少しでも長く阿多田の皆さんが安心して暮らせるように、その財源的な裏づけが、こういった基金の積み上げにはなると思うんですけども、地域の皆様の努力も必要だと思いますし、医療法人のほうも、何かやっぱり阿多田がもうそろそろ10年になるということは、地域の皆さんへの愛情も、多分ひとしお、来られたころよりはと思いますので、そういった情に訴えるじゃございませんが、長いこと阿多田の中で安心した医療ができていくように、当医療法人かどうかはまた別の問題ですが、できていくようにこちらのほうから医療法人のほうにも、もうちょっと働きかけもしていただきたいなと思います。

時間がないんですけど、簡単ですので次の母子保健、95ページのほうにございますが、これはちょっとだけお尋ねしたいと思います。妊産婦医療とか妊産婦健診補助などをしておられますが、歯科検診がちょっと額が減っているような気がして、これはどういうことかなというように思います。あと未熟児医療の助成も減額しているようですが、この辺も状況を教えていただければ、お願いいたします。

○網谷委員長 どうぞ。

○吉村保険介護課主幹兼国保年金係長 まず、未熟児養育医療のことについてお答えいたします。未熟児養育医療は年間およそ10人から十二、三人程度で推移しておりまして、算出根拠としましては、過去3年間の平均的な人数をとらせていただいております。このところですね、増加傾向にはありませんので、人数がやや減少したことに伴います費用の減少ということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 妊産婦の歯科検診でございます。27年度の決算で申しますと、対象者が204人なんですけど、そのうちの半分の121人ということになっております。その前の26年度が大体176人ということで、ちょっと数が減っているのは御指摘のとおりでございます。やはり歯といいますのは母親から子供さんにうつるといこと、虫歯がうつるといことがございますので、今後、母子手帳の交付時とか、あるいはいろいろな健診が乳児医療、1歳6カ月、3歳という健診もありますので、そういった機会を捉えて、乳児の健診のほうをしていただくようPRしていきたいと思っております。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 しっかりPRして受けていただいて、元気なお母さん、元気な赤ちゃんというふうになるように、支援のほうをお願いしたいと思います。

以上で結構です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 なしということで、3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で第4款衛生費の質疑を終結いたします。

暫時休憩といたします。再開は午後1時10分、消防費の質疑から開始します。

12:09 休憩

13:10 再開

○網谷委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第9款消防費の質疑に入ります。第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。
山本委員。

○山本委員 1つお尋ねするんですが、以前、立戸の高台で火災があったときに、放水車の水圧がなくて、火災を消しとめる上での作業が非常に不十分で、地域の皆さんに大変な心配と、事態の改善を求める声が随分ありまして、そのことを当時、私は、当時の消防長、今はもう退職されておってやないですけど、意見を交わしたときに善処するというふうな答弁をもらってるんです。現在も住んでおられる方はたくさんおられるんですね。水圧が低いというふうなことへの手当てをされたというようなことを聞かんのですが、署のほうで善後策をどういうふうにその後、取り組まれてきたんか、現状も火災シーズンに入るとね、心配の向きもあるんですが、皆さんの要望に応えるような取り組みをどういうふうになさっておるのか聞かせてもらいたい。

最近、市のほうでは、今までのように水ではなしに泡で消火ができるというふうな、最新式の消防車を購入されたということですが、そういった重機が本当に役に立つんだらうかどうかということを、私は現場で見たこともないしね、実際にその活用がされて、こういう成果があったというふうな実績も聞いておらんので、どうだろうかということも心配しとるんですが、合わせて答弁をお願いしたい。

○網谷委員長 消防署長。

○浜桐消防署長 ただいまの御質問についてお答えいたします。高台での火災はどうしても消火栓の圧力は低いのでありますから、立戸の火災にありましても、下の道にあります消火栓から中継するという方法で消火活動をいたします。

次に、泡の出る消防車でございますが、平成26年度に納入いたしまして、それ以降大きな火災というのが発生しておりませんが、この泡が出る消防車は、耐火建物等に対しまして水損等を防ぐのに大変効果があります。水が必要な場合は水も出ますので、両方が使用できるということで、現在、第一線において活躍させております。

以上でございます。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 立戸の高い位置にある家の火災の場合に、水圧が低くて十分な消火ができなかったと。みすみすホースを持っていったり、消防車が出動したけれども、対応が不十分で消火活動としては皆さんから不満の声が上がるほど不十分だったという事態を受けて、私も予算委員会か決算委員会か、そういった場で善処について答弁を求めたときに、善処す

るというふうなことをおっしゃったんですが、今の話では消火栓は依然として下にあるということになれば、水圧がなければ同じことよね。それで今の泡の放水が両方できるといっても、泡の放水車を実際に出動させて消火活動に当たったという例はないんですかね、今までね。あるんですか。立戸のような傾斜の続く、家屋が高いところにある場合に、泡の放水で本当に効果があるかどうか、私は素人ですから実際に泡の消防車がどういう機能を発揮して、水の放水よりか威力があるということは見てもおらんからわかりませんが、むしろ泡の放水じゃったら、火災シーズンと言われる12月の末から1月、2月にかけて、かなり斜面の立戸や、あそこの油見にかけてのあの斜面は風が強いからね、泡じゃ逆に吹き飛ばされて、水よりか効果が薄いんじゃないかと思うんですがね。

それで、私は泡の放水車を購入されたというのは、最近、福井県の大火がありましたよね、ああいう事態を受けて、民家が密集している、特に古い木造の多い日本の家屋の状況、大竹市内もそうなんです、そういった木造住宅の密集地に対する特別な消火活動を効果的にやる上での計画を、地域を指定してつくるべきだと。それで、火災が延焼を拡大して犠牲者を出さないようにするべきだということが、国会でもいろいろ議論がされて、地域を指定して十分に火災予防なり消火活動に役立てるように計画を立てなさいというふうなことを言われておるんですが、そういったことを受けて消防車、泡の消防車を買われたんです。市としては、そういう木造の密集している地域が、大竹の場合、ほとんどですわね。特に元町から本町にかけて白石、立戸、油見、泡の放水車が本当に役に立つかどうかということは、私なりに素人でわかりませんが心配があるんですね。立戸については、善処というのは泡の放水車を買うたから大丈夫じゃというふうに簡単に言われるけれども、皆さんはなかなかそれだけのことじゃ納得してないですよ。泡は出したら、かえって風が強いんじゃないけ、泡は吹き飛ばされて役には立つまあとというような声もあるんですがね。水と併用だというのが、水の水圧は低いんですから。これじゃ旧態然として安心できんということになりかねると思うんですがね。そういったことを含めて、心配される向きもあるわけですから、答弁のほうをひとつ、安心できるようにお願いします。

○網谷委員長 消防署長。

○浜桐消防署長 ただいまの御質問ですが、立戸の高台にある火災は平成22年に発生いたしました。この火災の第2出動で私も活動いたしました。確かにおっしゃられますように、消火栓の水圧が低くて中継送水には確かに手間取ったものであります。現在はC A F Sという泡が出る消防車を第一線で使いまして、そのC A F Sから出る泡、その消防車の水も積んでありますので、中継の水が行くまでは、かなり泡で消火作業ができるものであります。

次に、泡の出るC A F S消防車と呼ばれるもので、炎上火災がいまだ発生しておりません。ぼや程度の火災には出動いたしまして、C A F Sで消火作業をして消しております。泡は風に弱いと言われることですが、実際、強風下で出せば泡は飛んで行くものでありますから、風には弱い面もあると思います。しかしながら、鉄筋コンクリート等の建物の中では水損を防ぐかなり有効なものであると思います。以上でございます。

不足しておりました。建物の密集地域、特に木造が密集されている地域は、本町、白石、

立戸だけに限らず玖波地区、元町地区、あらゆるところで木造建物が密集しております。そういったところでの大火に対する対応は、今現在、我々は大量放水の訓練をしておりません。消防団と署による合同訓練において、1分間に4,000リットル出すことができる放射というのがございます。これに消防団とか常備消防が水をつないで大量放水をして、延焼を防ぐという訓練を3月5日、署と団の合同訓練においてもやっておりますし、常備消防においても大量放水ができるような訓練を現在いたしております。

以上でございます。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 それじゃ、国が言うように、延焼を防ぐ上で地域を指定して大火に至らないような対応策を計画的に取り組みにやいかんと。その計画なるものは地域も指定したし、できとるんですよね、大竹の場合。そういうふう聞こえるんですが。そういうことをきちんとやった上で購入された泡の消防車にしてもね、威力を発揮するだろうという期待もあわせて予想できるかもわからんが、まずそういう基本的なところをしっかりと押さえた上で、消防車の有効な活動を保障していく消防の体制もとっていくというのが順序だというふうに思うんですが、その計画は地域も指定してできとるということですか。

それで、また話がもとに戻るんじやが、立戸の話やけど。これは依然としてあれでしょう、水圧を高めるということじゃないんでしょう。泡もあんなに広範にあれですか、消火活動に役に立つとると、効果的に威力はあるもんですか。前はそういう実際の消火活動に、泡の消防車を使うたことはないでしょう。だから、能力的にもまだ未知数じゃと思うんじやがね。もう一回、第1回の質問時間が来ました。

○網谷委員長 消防署長。

○浜桐消防署長 ただいまの御質問についてお答えいたします。大火に対して地域を指定しているのかの問いにいたしまして、地域は指定しておりません。ですが、消防といたしましては、大火に対しての防御策は、やはり大きな道路で延焼を防ぐというのが基本であると思います。ですから、その大きな道路で大量放水できるような車を持っていく。大量放水をする、個別に消防団等の協力を得て消していく。その上で大竹市の消防力では足りないという場合は、近隣市町の応援、県内消防応援、または緊急消防援助隊という要請になるかと思えます。

その次に、立戸の火災について、水圧を高めているのかという問いであったと思うんですが、消火栓の水圧を我々が高めることはできません。そのままです。そのままの水圧で消火活動をしていくこととなります。

次に、泡の出る消防車は未知数であるという問いに対しまして、現大竹市では炎上火災に対しては、まだ経験がありません。しかしながら、他の市町ではもうC A F Sでかなり効果があるというデータも出ております。

以上でございます。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

西村委員。

○西村委員 二、三質問させていただきます。平素から大竹市の防火活動に努力されておる

消防職員にまず感謝を申し上げます。それでは、消防費の143ページ、それから148ページについて御質問いたします。

初めに143ページのヘリコプター運営費負担金445万7,000円とありますが、大きな金額ですが、今までで大竹市で消防ヘリコプターを利用した実態があれば教えていただきたい。また、今後とも、これは単独では持てませんので、当然、この広域の消防活動の中で皆さんで分担しとるといのは理解できるんですが、活動実態があれば。なければしょうがないですが。

それから148ページの、まず負担金の補助金及び交付金の中で防災行政無線等負担金45万円が含まれておりますが、実は大竹市に今、防災無線があります。全ての地域が完璧に市民が聞こえるわけではございません。一部には聞こえにくいところがあります。最近が高齢化が進みまして、市内地域でおひとり住まい、あるいは2人の高齢者が介護しながら生活しとるといことで、とっさに外に出れないということが考えられます。そうした意味では、民間ではちゅーピーくらぶが月々何ぼか出したら防災無線とか、そういう連携するよなのをつけられるんですが、本市としては、そういう防災無線が聞こえにくいところに助成金等でつける考えはあるかないかをお尋ねいたします。

それから、もう1点ですが、阿多田防災コミュニティグラウンド整備事業でございます。これの進捗状況がわかればお教え願いたい。以上3点、お願いいたします。

○網谷委員長 どうぞ。

○小田消防本部消防課課長補佐兼警防係長 消防防災ヘリコプターの利用実績でございます。今年度28年度については、災害による応援要請は行っておりません。27年度には、広島市の消防ヘリを1回要請、平成26年については広島県、広島市、それぞれ1回ずつを要請しております。また、25年には同じく広島県、広島市それぞれ1回ずつ。平成24年には広島県のヘリを3回、広島市のヘリを6回、災害現場に要請しております。また、これ以外にも訓練では毎年、広島県あるいは広島市のヘリコプターを要請し、合同で訓練を行っております。また、昨日、1月に行いました防災訓練でも協力要請、また消防出初め式においても、こちらに来て展示広報していただくように要請しております。

以上でございます。

○網谷委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長 防災行政無線の御質問がございましたので、お答えいたします。防災行政無線の聞こえにくいところの対応ということでございます。これまでもそういうお声ございましたら、スピーカーの調整をしたりとか、増設をしたりとか、そういうことで対応してきたところでございます。今年度につきましては、そういう調整とかの対応は1件も今のところはございません。これにつきましては、防災のメールとか、そういったことでお伝えをしておったりとか、あとフリーダイヤルの電話サービスで防災行政無線の情報も聞けるということの中で、そういったことがかなり浸透してきているのかなというふうにも思っております。そうは申しまして委員さん御指摘のように、高齢者の方とか、そういったことの対応もでございます。戸別受信機ということもございましたので、そういったことも確かに有効な情報伝達的手段でございますので、これからそうい

った効果とかも勘案しながら、考えていきたいと思います。

あわせて高齢者の方に対しては、これまでもしていただいているんですけど、地域とか隣近所で声かけとか、そういった助け合いみたいなこともお願いをしておりますので、引き続きその辺もよろしく願いしていきたいと思います。

あと、阿多田の防災コミュニティグラウンドのことでございますが、平成28年度に工事をする予定でしたが、入札が不調でできませんでしたので、今、設計を見直しまして、来年度改めて工事をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○網谷委員長 西村委員。

○西村委員 よくわかりましたが、特に高齢者の分につきましては、行政側が聞こえにくいからどうこうでなしに、もっと地域の実態を利用されて、そういう要望があるかというPR活動を、ぜひお願いしたいことを要望して終わります。ありがとうございました。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 私が山本委員の質問に答弁するわけじゃないんですけどもね、泡の消防車がありますよね、あれ私、導入したらどうかという提案をした記憶があるんですけども、私が言ったから市が購入したかどうか、その因果関係は定かじゃありませんけどもね。もともとでいえば、北九州市の消防局が考えた車です。ただ、泡が海外にもああいう消防車はあるんですけども、海外は環境基準が違って、泡が要するに環境を破壊するわけですね。だから、単純には導入できないと。それで、北九州にシャボン玉石けんという会社がありますけども、シャボン玉石けんに協力を要請した。それで新しいそれを考えて、最後は森田ポンプと組んで消防車にしたと、そういう経緯でした。

要するに、消防車ってたくさん水を持っていったら、どでかい消防車とどでかい水槽車が要るわけですけども、あれはちょっとちっちゃいですよ。13倍、16倍、要するにいかにも水をかけたら消えるように思うけど、消防車がかかる水というのは、90何%、結局流れて終わりなんですよ。それで、水っていうのは温度を下げることによって消火する。泡っていうのは、空気を遮断することによって消火する。目的が全然違うんですけども。だから、あのちっちゃな車の中の石けん水なんでしょう、私は見たことないですけども、要するにちっちゃい車ですからね、だから狭い道でも入っていける。それから、自分が水を持っているわけですから、水槽車を連れていくことなく、どこへ行ってもすぐ消火活動ができる。そういう意味ですごくすぐれもんだということを、あるまともな雑誌がしつこく連載していたんで、どうですかって私は提案しました。ただ、大竹は狭いところですから、火事の数が少ないし、実証実験することもないでしょうからね、大竹では今活躍の場がないかもしれないけど、例えばこの前、糸魚川の大火がありましたよね。あれなんかは消防車はへの役にも立ってないんですよ。要するにあんだけ激しく燃えたら、水がないんですからね、何もなし。あのときの消防車何台いたか知りませんが、消防車は一定以上来たら、もう水ちゅうもんが限られている以上、消防車の機能を果たさないんです。しかもあのときに風が強かって、水がかかってなかったですよ。だから、泡も確かに風に弱

いかもしれんけど、水も正直なところ風にはすごく弱いんです。

だから、そうしたときに、私はあの車はすぐれもんだと思いますが、私の思いが当たっているかどうか、ちょっと教えてほしいなと思ひまして。やはりね、消防車が水かけるといのは、もう明治時代からやってますけども、いつまでも水かけりゃええもんじゃないといつか、いろいろ創意工夫があってもいいと思ひますし、あれは1つの、それこそ大竹市と一緒に、北九州はちょっと大きいまちですけども、あそこの地方自治体の消防局が考えたアイデアですから、すごいことですよ。ぜひそういうのを有効活用してほしいなと思ひますけども。今、私が言ったことで、間違っている点があったら教えてほしいと思ひますが、合ってると思ひますけどもね、よろしくお願ひします。

○網谷委員長 消防署長。

○浜桐消防署長 ただいまの御質問についてお答えいたします。環境問題で海外では使用していないということではありますが、日本では今の泡は環境には問題ないということで使っております。

次に、有効活用でございますが、委員言われますように、確かに糸魚川みたいな大火では、ちょっと風がある中では余り効果がないというのは確かであります。ですが、アパート等、密閉された空間においては風の影響は受けません。階下、その火災になった部屋の下に対する水損、これは確実に防げるものであると思ひます。という意味で、大変有効であると私は思ひます。

以上でございます。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 いや、今のでいいんですけどね、私が言ったのとちょっと違ってましたんで、今おっしゃったことがね。海外には前からあるけど、海外の泡消火の消防車が使っておる石けんは環境を害するわけですよ。だから、海外の環境を害するものを日本に持ってくるわけにいかないから、北九州の消防局がシャボン玉石けんと一緒に、環境に適合したやつを考えたということですから。日本のほうがすぐれているんですよ、もちろん。

以上です。終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 それでは、3点ほどお尋ねいたします。

1点目は143ページの仮眠室空調設備改修について。2点目が、144ページの救急救命士養成事業について。3点目は、自主防災組織の組織率及び防災訓練についてお尋ねいたします。

まず1点目の、仮眠室空調設備改修工事ですね、440万ほど組まれております。これは、たしか去年も一緒だったと思うんですけども、これは計画的にことはやっておられるんですか。ちょっとその辺の概要を教えてください。

○網谷委員長 参事。

○古木消防課副参事兼消防団係長 ただいまの御質問ですが、仮眠室につきましては、隊員の疲労回復でと申しますか、消防庁舎も建ちまして約20年たちました。やはり電気系統の

ほうがあちこち古くなって、補修が必要になってきたということで、全般的に故障が発生して、修理で対応してるんですけども、やはり隊員の疲労回復には仮眠室が一番重要ということで、27年、28年、29年の3年計画で改修をお願いしたものでございます。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 ということは、もう来年度で一応一区切りということかと思えます。仮眠とはいえ、しっかり休めるような環境も整えていただいているということで安心しました。

次に、救急救命士の養成ですが、今年度、去年から2倍以上ふえているように思うんですけども、これはどういう理由によってふえているのかと、あと救急救命士の養成状況はどのようになっているか教えてください。

○網谷委員長 課長補佐。

○小田消防課課長補佐兼警防係長 予算が倍以上膨らんでいるのは、平成29年度にあつては救急救命士を1名養成するため、広島市消防局の救急救命士養成所に1名派遣するためでございます。また、現在の救命士の養成状況でございますが、47名の職員に対して13名の救急救命士の資格者がございますが、そのうちの1名は消防署長でございます、またほか内勤で勤務しております職員が2名、また小隊長として現場の責任者で勤務している者が1名おりますので、実質現場救急隊員として活動できる救命士は9名でございます。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 済みません、私の勘違いだったかかもしれないですけど、ということは今年度は養成はしてないということですか。額が少なかったの。9名が現場にいらっしゃるということで、必ず出動の際には救命士がおられると、1名ないしは2名救急車に乗っているというふうに配置できているということでしょうか。

○網谷委員長 消防署長。

○浜桐消防署長 ただいまの御質問にお答えいたします。署のほうは、1小隊、2小隊合わせて18名、19名、37名体制の中で9名の救命士を確保しております。その中で、小隊ごと5名、4名なんですけど、第1救急には救命士が乗車いたします。第2救急に対しても乗車をするんですけど、週休であるとか有給休暇であるとかいう場合は、第2出動においては乗らない場合も、人数的に救命士がいないため乗れない場合もございます。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 第2救急まで出るケースが意外と多いようには聞いてるようになりますので、計画的に救命士の養成をしっかりとさせていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

自主防災組織についてお尋ねいたします。148ページのほうに、自主防災組織育成指導事業とか、防災訓練実施事業とかがございます。現在の組織率を教えてください。あと、あわせて1月に大規模な防災訓練が行われまして、自主防災組織の皆さんも参加していただいているようでございますが、その辺、市民サイドからの反省点という

か、いろいろ声が上がってれば御紹介いただければと思います。

○網谷委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長 自主防災組織の組織率なんですけども、今、世帯の組織率で言いますと63%でございます。団体数で言いますと、今35団体があります。

それから、1月の総合防災訓練の反省点ということでございますが、この訓練は、当初、関係機関が連携しての初動訓練ということでございました。そうした中で、今、自治会の皆さんとか、自主防災組織の皆さんにも避難訓練等参加していただいております。ただ、参加人数とかいうことになりまして若干少なかったりとか、やはり参加してもらおうというスタンスだったので、これからは参加してもらうではなくて、みずから参加するというような、そういった市民、住民サイドからすればですね、そういった体制づくり、組織づくりが必要なんじゃないかというのは率直に感じているところでございます。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。市民の方もたくさん見に来ていただいて、訓練には参加していただいたようですが、参加された方の中から、もう少し主体的に参加できなかったものだろうかといったような声も私のところにも届いておりますので、こういった質問になりました。自主防災組織のほうが35団体ということで、かなり自治会の数としたら過半数になっているのかな、なってきたかなと思うんですが、ちょっと心配なのが自主防災組織を束ねる長と自治会長を兼任しているところで、2年に1回とか、毎年かわってしまうところも多いんじゃないかと思うんですけども、そこら辺は把握しておられますか。

○網谷委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長 自主防災組織の代表者と自治会の会長さんが兼務しておられるということがほとんどでございます。違うのは1自治会か2自治会だったと思います。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 ちょっと自主防災の役割と、また自治会の役割というのは違う部分もあると思いますし、しっかり機能を果たしていくために、短い期間で変わってしまうと、経験の積み重ねがないとか、ああいったことがあると思いますので、地域の中に防災に関するリーダー的な役割を果たしていただいている方の養成、育成ですか、必要になってくるように思いますが、その辺にお考えがあればお願いいたします。

あともう一つ、さっきの防災訓練にこれから主体的に参加していただけるような工夫とおっしゃっておられました。私、以前も提案したことがあるんですけども、組織率が一定以上になったら、自主防災組織連合というか、少し横のつながりを持ちながら、みずから主体的に活動していけるような、そういった体制づくりも必要じゃないかというのを、ずっと前から思っまして、組織率が上がるのを待ってたんですけども、タイミング的にどうでしょうか、まだちょっと早い、29年度あたりで早いとお考えか、そこら辺を、お考えをお願いします。

○網谷委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長 まず初めの1点目の御質問、地域の防災活動を引っ張る方の養成ということでございます。これにつきましては、今回、新しい新年度予算で、名前は入れてないんですけど、防災訓練実施事業の中に、講師謝礼として10万円ほど予算を組ませていただいております。これにつきましては、地域防災リーダーという方を育成していくというものでございます。地域でいろんな防災活動をこれまでされておったり、興味を持たれとったりとか、そういった方を発掘しまして、市が主催する研修にも参加していただいて、地域防災リーダーという認定を市がさせていただいて、地域の防災活動を引っ張っていただくというような仕組みになっておりますので、そういったことを新年度に取り組んでいきたいと思っております。

それから、自主防災組織の横断的な組織ということでございます。これがあれば、さっきの総合防災訓練なんかも確かにスムーズにいくと思います。現在のところは自治会連合会の会長であります黒川地区の岡野会長さんとかと、こういった訓練のときにはどういうふうにやりましょうとか、そういった御相談もさせてもらいながらやっているとございまして。大竹市の場合、自治会が先ほど申し上げましたように、自主防災組織もやはり自治会活動の中の1つというようなこともございまして。そういった側面もございまして、そういったことで今のところは、特に横断的な組織というのは考えているということではございません。今、自治会連合会とか、そういったところと連携しながら、これからもやっていきたいと思っております。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 防災リーダーの育成は、ぜひ目標を持って養成を、育成をしていっていただきたいと思っておりますので、お願いします。

現在、自主防災組織の連携に関しては、自治会連合会が非常に協力的でかかわっていただいているということでしたが、自主防災組織の中にはいずれ、今も既にですが、自治会とはまた違うパターンの自主防災組織ができているというふうに聞いております。今後そういうところもふえてくると考えたら、自治会連合会だけでは把握し切れない部分も出てくるように思いますので、ぜひ先の見通しを持って考えていっていただきたいと思っておりますので、お願いします。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

○賀屋委員 それでは、先ほどからCAFSのこととか、糸魚川大火の話とか質問が出ておりましたが、CAFSの効果というのは、先ほども紹介をされましたように、通常のポンプ車の水を1打つとしたら8倍の効果があるというふうに聞いておりますけれども、実際にそういった事態が幸いにして大竹の場合に炎上火災がまだないということで、本当にそれだけの効果があるかという実証がとれてないわけでもありますけれども、少なくとも理論的に考えても、そういう効果はあるんだろうというふうに思います。

そこで、143ページの備品購入費でありますけれども、これは5万9,000円ですか、本来ここに車両の更新がもしあれば、ここへ上がってくるんだろうと思うんですけども、ポンプ車が現在、CAFSに平成26年ですか、先ほどのあれで更新をしたということですが、

もう1台ポンプ車があるのではないかと思います、古いやつがですね。その更新計画はどういうふうになっているのか、あと何年ぐらいそのものを使うのか、更新時期はもうとっくに切れているのではないかというふうに思いますけども、そのあたりの予定ですね、その辺を1点、お聞かせを願いたいというのと、それと更新の車両がC A F Sということ的前提に検討されるのか、普通の現状のポンプ車の更新になるのかということも含めて、教えていただきたいと思います。

それと、先ほどの糸魚川大火ということの話の中で、大竹もやはり平成23年ですか、駅前でかなりの延焼がありました。消火活動も非常に苦勞されて、結局、かなりの数が焼失をしたわけですが、そのときに反省として、上から消火活動ができれば、つまり上から水を打てれば、大分違ったんじゃないかというような話も聞いたことがあります。そういう中で、大竹消防には、いわゆる上から水を打つ高所放水車というのがありません。今後そういった大火になるおそれがあるときには、やはり上から打つということの効果が期待されるわけですが、そういった場合に備えた対応ですね、やはり上から打てんかったけ、よけ燃えたのやということで済ませられるのか。やはり上から打っても、これだけ燃えてしまったというと言えるのか、そのあたりのいわゆる消火活動に対する警防計画ですね、そのあたりについてどのように今考えておられるのかということをお聞かせを願いたいと思います。

それと、145ページの消防屯所の維持管理費でございますけども、消防屯所そのものは1分団から12分団まであるわけですが、かなり古い屯所をいまだに使っておられるところもかなりあります。その辺の把握をどのようにされているのか。つまり、古いということ、耐震化がされてないと、耐震強度がないということであろうと思います。いざというときに、例えば地震で崩れてしまって周りで火が出たと。消防自動車が屯所の中にあるけども、屯所が潰れて出せないというんでは、やはり地域の防災力というのが著しくその地域で低下をしてしまうということになるでしょうから、そのあたりの屯所の耐震化を今後どのように考えておられるのかということをお願ひしたいと思います。

○網谷委員長 消防署長。

○浜桐消防署長 今まで私が答弁した中で、1点、ちょっと訂正をさせていただきます。泡が出る消防車、C A F Sを導入してから1回も炎上火災がないと私、申し上げましたが、済みません、1回ありました。港町でありました。これは一般建物火災でなくて工務店でありましたので、そのときは泡からすぐ水に切りかえております。泡の効果はそのとき、まだ実証はされておられません。これを訂正させていただきます。

次に、大火の場合、駅前等でありました火災で、賀屋副委員長から言われましたように、上から水をかけたらどうかということではありますが、確かに大竹消防には高所放水車というのがございませぬ。でありますから、大手の企業が持つておられる高所放水車の協力が得られればどうかというのを、現在、検討しております。団の屯所等更新計画については、副参事のほうがお答えいたします。

以上です。

○網谷委員長 副参事。

○古木消防課副参事兼消防団係長 賀屋副委員長のポンプ車の更新計画ということがございました。現在、消防におきましても更新計画を持っております。その中で、現在、化学車を第1優先順位に、大型水槽車を第2優先順位に考えておりました、またポンプ車のほうには、まだどのようにするかというふうな検討は、まだ実際には行っていない状況でございます。

あと、屯所につきましてですが、大竹市には消防団の屯所、器具庫が24カ所ございます。このうち昭和56年以前に建設された建物が6棟ございます。現在、こちらのほうを建てかえをするのか、それとも補強を行っていくのかを検討しているところでございます。

以上でございます。

○網谷委員長 副委員長。

○賀屋委員 ありがとうございます。まず、高所放水車が大竹にないんで、そのような必要な事態が起こったときには、市内の企業に協力を要請をするんだということでございますけれども、そのあたりの協定書なり、どれぐらいで高所放水車が、かなり大きな車両だと思うんですけども、来れるのかということとか、あるいはどの道まで入れるのかとか、そういった実際に要請をするということになっても、それを使った訓練ですね、そういったものをおこなないと、さあ来てくれといっても、道は通れない、なおかつ大き過ぎてまたうまく時間がたってしまうというようなことで、実際、想定した訓練というのが必要であらうかと思うんです。

あわせてそういう大火になったときには応援要請もして、岩国なり廿日市なり広域での対応ということになると思うんですけども、そこに至るまでの初動で、どうあるべきかということの検討もしていけないといけないと思うんですが、高所作業車が仮になくても、市内の建設機械のリース屋さんが3カ所ありますよね。そういうところには高所作業車があるかと思うんですよ。その高所作業車をうまく活用して、もう少し高いところから水を打つという、そういうことができるかどうかということを検討していただいて、市内のリース屋さんと協定を結んで、いざというときにはちょっと貸してよということもできるんじゃないかと思うんですが。そうすると、高所作業車は2トン車ぐらいか4トン車ぐらい、結構小さいもので機動力がいいものもありますので、それをうまく活用するということは考えていただきたいと思います。

それと、更新計画はポンプ車が本来、もっと早い時期に更新をしないといけないんじゃないかというふうに思うんですけども、化学車、水槽車も当然、その計画に乗ってやる必要があると思いますけども、やはり大火のことを考えたときに、どれだけの消防力を整備するかということが非常に重要になってくると思うんですが、そのあたりも再度御検討いただきたいと思います。

それとあわせて先ほどの消防屯所の6カ所の耐震化でございますけども、できるだけ早く計画をつくっていただいて、一遍にはできないでしょうから、順次やっていくということをお願いしたいと思います。

以上で、何かコメントがあればお願いします。

○網谷委員長 消防署長。

○**浜桐消防署長** 高所作業車をリースを使用して、上から放水できないか等、提案をありがとうございます。今後、こういったことを検討してまいります。

次に、企業が持たれている高所放水車から常備消防との訓練でございますが、これはもう出初め式で、企業の高所放水へ常備消防が中継をして放水をする訓練等もしております。今後も各企業とも、常備消防と訓練して放水ができる体制というのを構築していきたいと思っております。

次に、企業が持たれている高所放水車は大型車に入ります。なおかつそこから高所放水の塔を建てるためにアウトリガーというのを出しますのです、車が通れるだけでなく、そういったアウトリガーがちゃんとおろせるスペースが必要になってきます。そういったのも検討して、今、考えているのは、企業の高所放水、もし出してくれるものであるならば、大竹消防の指揮車なりが先導して、誘導して、ここが使えるよというのをちゃんと明示して、協力していただくというのを今計画しております。

以上でございます。

○**網谷委員長** 副委員長。

○**賀屋委員** はい、ありがとうございます。企業との連携という中で、訓練を広いところとするというのも、そりゃ大切なんですけども、むしろ町なかでどのぐらいの道で、どのぐらいなら入れるのかと。それで、アウトリガーをおろせるとか、おろせないとか、そういうことを実地の訓練をしておかないと、いざ要請しても場所がないというんで、いわゆるせっかく協定を結んでも使えなかったということになるんじゃないかと。だから、そういうことも踏まえて、警防計画の中でしっかり実情に合うた訓練をしてもらいたいということでございます。

以上です。終わります。答弁いいです。

○**網谷委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**網谷委員長** 以上で1回目の質疑を終結します。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○**山本委員** これも特に予算書の中で項目を記載しとるわけじゃないんですが、最近、熊本地震等の経験を受けて、またきょうも新聞に大きく南海トラフ地震というふうなことで、研究も相当進んだり、予測の精度も高くなっているような情報がいろいろ出されるんですが、大竹の場合、大竹市の防災に関する協議会ですね、これは今は定期的開催されるということはなくなったんですか。それとも、今触れたような経験の中で、とりわけ南海トラフにしても何月何日に発生するということはわからんのですが、しかし、日本列島全体がいつそういった大きな地震なり津波が発生してもおかしくないというふうな状況にあると言われておるぐらい、自然災害に見舞われるという心配も絶えんわけで、そうしたことで市町の段階で国なり県なり、これまでの防災施策に関する手直しとか、また具体的な施策を実行するということでの協議なり、どのような状況にあるんですか。そこんところをちょっと聞かせてもらいたいんです。特に予算措置がされとるかどうかということもあるん

ですかね。関係機関との協議なりされておるんだらうかどうかということを知りたいんです。ひとたび災害が起きると、ただ火災が起きたけとかいうだけでは済まない問題になりますよね。地震が起きれば家屋が倒壊もあれば、火災も発生するかもわからん。飲料水がとまるかもわからん。いろんなことが予想されるわけで、これに関するやっぱり対策というのは、日ごろから対応せにゃいかんということで、鋭意予算も組まれたりして、食料の備蓄とかねいうふうなこともやっておられると思うんですが、新たに今言いましたような災害を経験した中での新たな見直しを含めた対応策を、関係機関との間で協議をされたり、具体的にその施策の具体化のための予算措置なりを、こうすべきだ、ああすべきだというようなことが議論されてるのか。その辺のことを聞かせてもらいたい。

○網谷委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長 防災会議というのを毎年開催をしております、これは市の総合的な防災対策を協議する場でございます。大竹市の地域防災計画というのをそこで審議して、改正をしたり更新をしたりしておるところでございます。昨今、委員おっしゃいますように、東日本大震災以降も大きな地震もありますし、土砂災害とか豪雨災害が毎年のように発生しております。その都度、国のほうも法律を変えたり、国の防災基本計画というのを変えたりしまして、その都度、その都度必要な政策を決めて、県とか我々地方自治体のほうにおろしてきております。そういったことを地域防災計画の中のほうに、我々として溶け込ませて、総合的な防災対策をどうしたらいいかということは今、毎年考えているところでございます。地震であれば、当然ながら熊本地震につきましても、震度7ですか、そういった大きな地震であったんで、旧の耐震基準の建物なんかは半数近くは被害を受けたということもございまして、そういったこともありますし、庁舎の倒壊とかいうのもございましたので、まずそういった耐震化とか、そういったことももちろん重要です。それから、一方では住民の皆さんには、そういったときのために備蓄をしていただくとか、家具の転倒防止をしていただくとか、そういったことは一方では啓発をしております。

個々の政策とかを言えば切りがないんですけども、そういった中で我々もとにかく全体的な話で言うと、やはり住民の皆さんの意識をやっぱり高くしていただくということが、まず我々の一番の今、課題であるというふうに考えております。やはり住民の方の意識が高まらないと、なかなか防災というのは前に進みませんので、そういったことを高めていただくということを、我々はこれからも進めていきたいというふうに、関係機関を含めて考えているところでございます。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 それで、今言われたように、大竹市の防災対策協議会が毎年開かれるということなんですが、この会議で何が議題に上って、どういう議論がなされたかというふうなことは、その議事録をもらって読めばわかるわけやね。それは今、ここにすぐ出してくれとは言いませんが、機会を見て議事録なるものを見せてもらうようお願いいたしますから、その際にはよろしくお願ひします。質問を終わります。

○網谷委員長 ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑ございませんか。

副委員長。

○賀屋委員 済みません、先ほどのC A F Sかポンプ車かという部分の更新計画の考え方で、すね、それをちょっと御返答がなかったというふうに思うんですが、その辺はどういうふうにお考えなのか。

○網谷委員長 参事。

○古木消防課副参事兼消防団係長 先ほど更新計画のほうで、第1優先として化学車、第2で大型水槽車、まだそこでポンプ車のほうはC A F Sにするかポンプ車にするのか、タンク車にするのか、それについてはまだ現在、検討を行っておりません。

以上でございます。

○網谷委員長 副議長。

○田中副議長 1点だけお尋ねをいたします。148ページに、先ほどからいわゆる防災行政無線のことが話がありました。実は栗谷なんですけども、これ27年の3月の予算委員会ときの資料の中に、防災行政無線の放送回数というのがありまして、大体毎年、23年からここに載ってるんですけど、地区で大体8から10地区、そして回数にして大体40回前後が、自治会活動としての放送内容に対してなってるんですよ。栗谷の場合、広原、谷尻とかつくと大きく分けて6つ、大栗でも何カ所かなるので8つか9つになろうかと思うんですが、これを例えば栗谷で一括してぽっと流すことができるのかどうなのかというのが1つと、それと例えば運動会の案内とか、そういうのは一斉でもいいんですけども、いわゆる危機状態というか、災害が起こった場合に大竹の栗谷の振興センターが、恐らく拠点になると思うんです。今の、ちょっと私が聞いた範囲では、栗谷でのそういう放送をする場合に、スピーカーの下に行って、そこで放送しないとできない。振興センターでマイクを握っているのはできない。そういうときに、例えば緊急時のときには、それは振興センターの内部から防災無線という形で流せるのかどうなのか、そういう危機的な状況であっても、その下まで行って放送しないとできないことなのか。その点、現状、現実どうなっているのかお聞かせください。

○網谷委員長 危機管理監。

○高津総務課危機管理監兼防災係長 2番目の質問で、農林振興センターの防災無線、外に出ないと放送できないということでございます。確かに当初はそういうことだったんですけども、一昨年改善しまして、農林振興センターの部屋の中で放送できるように変えたところでございます。

それから、最初の御質問でございますが、例えば栗谷地区一括で放送できないかということでございますが、スピーカーそれぞれについている放送設備というのは、そのスピーカーでしかできないんですね。栗谷地区一斉に流そうと思うと、やはり本庁とか消防の親局のほうから、例えば栗谷地区全域とかというような放送はできるんですが、栗谷地区の中において、じゃあどっかのスピーカーから栗谷地区全体に放送するというのは、ちょっ

とできないのが現実でございます。

○網谷委員長 副議長。

○田中副議長 わかりました。だから、これは昨年、農林振興センターからそういう災害、あるいはそういう状況が起こった場合には、センターからできるようになったということですよ。中からできるんですね。はい、わかりました。

それから、今おっしゃったように、一応、栗谷全域にお願いしたい場合には、ここの本庁なんですか、そこから流してもらおうと。それはいわゆる限定して栗谷なら栗谷、一括してという形でできるということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で、第9款消防費の質疑を終結いたします。

説明員の交代がございますので、暫時休憩いたします。再開は2時30分、第3款民生費から入ります。

14:19 休憩

14:30 再開

○網谷委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第3款民生費の質疑に入ります。

第1回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

西村委員。

○西村委員 民生費について3つほど質問をさせていただきます。63ページ、それから64ページ、65ページにかかるんですが、まず初めに63ページの成年後見制度支援事業という中で、役務費あるいは負担金助成金を書いてありますが、この内訳がわかればお教え願いたいことが1点。

それから2点目は、次のページ64ページになるんですが、後見等報償助成金というのが、これが何人の方の助成をされたのかがわかれば、お願いしたいと思います。

それで、残り65ページでございますが、まず生活困窮者自立支援事業の委託料として1,700万が上げられておりますが、この中の扶助費、住居確保給付金、それから地域見守り活動事業委託料について、内訳がわかればお願いしたいと思います。さらには、委託料として何人の方を支援事業で行ったのか。28年度、27年度にかけて比例してどれくらいふえているのかということも、合わせてお願いしたいと思います。

○網谷委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 先に、生活困窮者自立支援事業のほうに御回答いたします。扶助費のほうの生活困窮者の住居確保給付金につきましては、離職等により住宅を失った生活困窮者に対しまして、家賃相当の住居確保給付金というものを支給しております。件数につきましては、28年度では現在2件、昨年度27年度で3件という状況でございます。それと、委託料につきましては、大竹市社会福祉協議会のほうへ委託しております。相談件数ですが、27年度では55件の相談件数がありました。その中で、特に自立に向けてプランを作成

する方が5件という状況です。今年度28年度につきましては、現在のところ2月末現在で56件、相談のほうがございます。そのうち支援のプランをつくっておりますのが4件という状況でございます。

恐れ入ります、先ほどの後見のほうの御質問を、ちょっともう一度お願いしたいと思うんですが。

○網谷委員長 西村委員。

○西村委員 後見のほうは、後見等の報酬がわかれば、受けた部分があるかどうかということでございます。

○網谷委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 現在のところ、まだ報酬のほうは、ちょっと支出はしてございません。以上でございます。

○網谷委員長 西村委員。

○西村委員 今お答えいただきましたけど、支援事業につきまして、大竹市社会福祉協議会に委託されております、27年度が55件の相談で、5件ほどと、約1割ですよ。それから、28年度が56件で2月の末で4件ですが、非常に相談を受ける割に実績がなかなか出ない、何か理由があるんですか。できれば全てをお受けできれば助けになるんですが、そういう意味では、わかればお願いいたします。

○網谷委員長 社会健康課長。

○野島社会健康課長 この生活困窮者自立支援事業でございますが、名前のおり第2のセーフティーネットということで、生活保護に入る前の方の御相談ということにはなっております。しかし、現実を受けております相談といいますのは、いろんな課題を抱えて、単に生活に困窮しているだけではなくて、いろいろな困り事を抱えて、長期的に相談員がかかわっていくようなものが多くて、簡単に課題を解決するというものではなかなかないという状況でございます。その55件の中で、そういったプランまで結びついたのは4件、5件という少ない件数なんですけど、実際、市民の方がこちらの生活困窮者の自立支援制度を利用して、いろんな相談を行っておりますので、そういった面では、本来の制度の趣旨とはちょっと違うかもしれないんですが、市民の最初の市民の相談窓口という点では、かなりうまく機能しているのではないかと考えております。

以上です。

○網谷委員長 西村委員。

○西村委員 最後になりますが、できる限り相談を受けるんですが、行政側で受けたら、それを社会福祉のほうに流しとるんですかね、実際は。それについて、済みません。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 窓口は社会福祉協議会ですが、直接相談に来られる方もおられます。また、市の各部署、健康福祉部あるいは生活環境部等、市民に特に接する部署でお話を聞いて、そういった相談があるということがわかりましたら、社会健康課のほうへつないでいただきまして、そちらのほうで関係部署あるいは社会福祉協議会のほうへつなぐということをやっております。

以上でございます。

○網谷委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。ぜひ生活困窮者の相談窓口が、俗に言われるたらい回しにならないように、その点だけはよろしくお願いします。

以上で終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 民生費でしたよね、ページ数で言ったら64かと思いますが、それよりか民生委員・児童委員協議会。資料をお願いしましたけどね、これ本当によくわからん複雑怪奇な仕組みになつとるんですが、この資料をもらった9ページに、民生委員・児童委員協議会規約というのがありますけども、第4条、構成。市民児協は大竹市の次の地区民児協をもって構成するって書いてあるんですが、通常、民児協と言ったら市のほうを指すような気がしますけどもね、本来の民児協は地区民児協なんですね。それで、そこにも同じように予算とか規約とかあるのかどうか教えてほしいんです。まず1番。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 一応、予算のほうはございます。私どものほう、ちょっと持ってはいないんですが、各民児協で予算を持たれております。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 持ってないということは、関与してないということですね。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 その中については、特に補助団体ではないので関与しておりません。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 奇妙きてれつと言いますかね、おもしろい仕組みになつとるなと思いますけど。じゃあ、地区民児協はどういう歳入といいますか、収入はどこによつてるか教えてください。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 民生委員さんが会費を集められております。その会費の中の一部をこちらのほうへ、中で使われているようには聞いております。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 違うと思います。ちょっとね、民生委員法を持ってきてもらえますか。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 県のほうからも補助金といいますか、助成金のほうは入っております。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 いや、民生委員法を見ると、経費は都道府県が支給するか負担するか、そんな文言があります。非常にわかりづらいですけども。だから、本来の民生委員・児童委員協議会というのは大竹市に3つあるんですね。大竹と小方と玖波・栗谷という3つがあって、

でもそれは市が関与せずに勝手にやって、そしてその3つが一緒になった大竹市民児協という任意の団体があって、その人たちは自分たちで会費を集めて、年会費1万3,000円払って会を運営しているわけです。その団体が法律では、あれせえ、これせえって決めつけられているわけですね。そこに市の補助金も入ってますけども、皆さんが会費集めている団体があって、それが法律で定めた団体であって、それでそれをああせえ、こうせえって言うというのも、非常に変な気がするんですが、これは大竹市が悪いわけじゃないですね。ことし民生委員100年ですから、100年前に民生委員というに似たようなものができた。それで、70年前に児童委員というか、児童福祉法ができた。それから、後になって主任児童委員ができた。そういう何か複雑怪奇な仕組みを今もって引っ張ってるわけですけども。それがゆえに、なかなかうまいぐあいに動いていかないという雑音聞こえてくるんですけども、そのあたりをどのように理解されてますか。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 基本的に民生委員さん、児童委員さん、それと主任児童委員さん、合わせてボランティアであるということ。おっしゃるとおり通常の地区の民生委員さんと、いわゆる主任児童委員さんとの、若干、役割が違ってくると、そういうことがございます。そこで、おっしゃられるようにちょっと意見の相違とか、いろいろあるかとは思いますが、基本的にはボランティア、あくまでもボランティアということですので、そこで協力しながら、大竹市の地域福祉のために頑張っていたと考えております。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 いや、だからボランティアといえばボランティアですけども、大臣から委嘱を受けた公務員という片方ではそういう言い方を。だから、行政はもうちょっと上手に協力しなくちゃいけないと思うんですが、最近はあるあなたが完全に目をそらしてますよね。そういうことでは民生委員は動きませんよ。問題が相当にあるような気がするんですが。問題の根源は主任児童委員ですよ。主任児童委員というのは、人数が少ないんですよ。でも、民生委員の仲間にいるわけですよ。だから、多数決でやったら負けるわけですね。これ、真面目な話ですよ。これね、インターネットをたたけばですよ、いっぱい出てきます。うまいぐあいにいってるところはどういうところかという、民生委員、いわゆる主任児童委員を省いた、除いた民生委員さんと主任児童委員さんとを別々に分けてる、ある意味。完全じゃなしにしても、要するに民生委員、民児協の会長が主任児童委員に差配するようなことをしない、できない。そうしとけばいいわけですよ。たまたま主任児童委員に対する理解のない人が民生委員協議会の会長になると、大竹市のようになるわけですよ。そのあたりは、市が関係がないか、あるかは微妙ですけども、ほかの人間は何ともできませんからね、ちゃんとやってほしい気がするんですが、そういうほかのまちの事例って御存じですか。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 ほかのまちと申しますか、聞いたのは、主任児童委員さんの場合は、その民生委員・児童委員協議会の中で、そういった部会等をつくられて、独自の活動とい

いますか、その中で、その専門の分野で部会とか委員会をつくられているという例もあるようには聞いております。大竹ではございませんので、今、民生児童委員協議会の会長さんとお話をするには、大竹のほうもつくりたいと、来年度に向けてつくっていききたいというように聞いております。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 あのね、本当にボランティアで、それでやってる中身に大きな意味があって、ちゃんとやろうとしている人たちがいて、それを仕組み上の問題があってね、中でいざこざが起こるといのは、非常に情けない話なんですね。それで、例えば法的な裏づけのある民児協というのは大竹と小方と玖波、栗谷ですよ。それが便宜上、1つの民児協をつくっているわけですね、任意団体として。そのときに、もともとあるのは大竹と小方と玖波・栗谷なんですけども、その3つが便宜的な民児協をつくる段階で、その段階で民生・児童委員さんと主任児童委員さんを一旦分けてみたらどうですか。役割はかなり、この今の今回の資料を出してもらった民児協というのは、あれ単なる任意団体でしょう、便宜上つくったものでしょう。便宜上、簡単にできるんだったら、便宜上、2つに分けてつくったらどうかと思うんですが、いかがでしょう。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 任意とは言いましたが、市がつくったという団体ではございませんので、やはりそちらのほうは、それぞれの民生委員さん、主任児童委員さんがお話をされて、していただくような、協力してしていただければ、市のほうとしてはどちらかと一緒にして、お互いが補い合うものでございますから、仲よく協力して運営していただきたいと考えております。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 いや、それはもちろんそうですよ。市の役割は、市の部長、課長の役割はないんですか。皆さん、仲よくやってくださいね、丸って。そしたら、あなたの仕事はないじゃないですか。どういう役割をそれにね、大竹市は行政として民児協にどう関与していくんですか。今、現状が悪いわけですからね、それを知らん顔しとったら、やっぱり仕事をしたことにならないような気もするんですが、全責任があるとは言いませんよ。ただね、余りにも顔をそむけてますよね。どうでしょう。

○網谷委員長 部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 主任児童委員制度というのは、確かに後からできました制度なんで、主任児童委員さん、児童委員さんの役割というのは少しは違うんだと思います。ただ、どちらにしても子育て家庭の支援というのは、主任児童委員さんと児童委員さんの連携なくしては、これはできないんだと思います。特に児童委員さん、民生委員さんは個別の家庭の中に入っていきながら相談支援をしていくと。主任児童委員さんは、いや、それはしなくてもいいんだよということでもないと思うので、お互いが連携しながら、課題というのは解決できないと思うんで、果たして別々に活動することが本当にいいこと

なのかなのかということもあろうかと思います。ただ、担当からも聞いてますように、今、日域委員さんがおっしゃられるように、主任児童委員さんと児童委員さんが連携、なかなかうまくとれてないというのは事実でございますので、その課題を解決するためには、どういうふうな組織にしていっていいのかということについては、私どもも人ごとではありませんので、市民のことでありますから、市民の子育て家庭を支援するということは目的は、主任児童委員さんも児童委員さんも私たちも全く一緒でございますので、それを解決するためにはどんなことができるのかというのを、私たちも主体的に参加して、課題の解決に取り組んでいきたいというふうに思います。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 民生委員法に民生委員協議会というんか、あれの代表ですよ、会長の選び方が書いてありますよね。要するに全員参加で決めるように読めるような条文があったと思いますが、今、私、法律は持ってないんですけどもね、第何条かにあります。この今の民児協、ここに規約はありますけども、これ要するに単位の民児協がほとんど、市は意識しないんだったら、市の民児協全体で、いかにもそれが普通の民児協のように扱えばいいんじゃないですか。だから、会長選挙でも全員の投票にしたらいいと思いませんか。代表が一部集まってやるからおかしくなるというふうには私は思いますけども、やっぱり物事はオープンなほうがいいですよ。これは公務をやっていながらですよ、あれはボランティアだからわしら知らんってね、部長が言ったら始まりませんからね、部長は積極的に首を突っ込んでいただきたいと思いますが、この規約の中の決め方ですよ。えたいの知れんね、本当は民児協なんですけども、法律上の民児協ではあっても、でも市が関与しないところの中で会長、役員を決めることになってますよね。この辺が見えにくいんですね。ぜひ、この大竹市民生・児童委員協議会自体の代表を選ぶときに、民生委員、児童委員全員が1人1票で選んだらいい。

例えば、今回びっくりしたのは、県の民児協のメンバーは誰ですかって言ったら、県全部ですよ、4,000人と言ったかな、それで国の民児協のメンバーは誰ですかって言ったら、20何万人。要するに、大竹の代表が県に行って、県の代表が全国を構成するというやり方じゃなくて、全国の民児協がですよ、全国の20何万人いる民生委員、児童委員、それがベースなんですよね。皆さんが関与しているという言い方でした。だから、ここもせめて大竹の60何人いる、民生委員さんは60数名ですからね、全員がこの大竹市民生・児童委員協議会に人事、そういう物事の決定権に関与できるような仕組みに変えたらいいと思うんです。要するに、皆さん、3つの地区の代表が談合で決めたというふうに皆さん思っているわけですから。確かにこの規約を見たらそれでいいことになりそうですけども、その辺、変えることはできませんか。そういう指導はできるでしょう。

○網谷委員長 健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 もともと法定民児協というのがありまして、今、3つの民児協がございます。その中で、民生・児童委員さんは各地区で活動をしていくんですが、その先ほど私が言いましたように、最終的な目的というのはみんな一緒だから、その課題解決するために、みんな同じ情報を共有しながら、もっともっと自分たちのスキルと

か、そういうのをアップしていきましょうということで、大竹市全体の民児協の協議会をつくっているんだと思います。その中で、いろんな研修をしたりとか、いろんな勉強会とか、そういうことをするためにみんなが一緒に集まって、自分たちでお金を出し合いながら講師の先生を呼んでくる、プラス大竹市もそれに積極的に関与するために、補助金を出しているという状況です。ただ、1つの組織ですので、組織で運営していくためには、やっぱりまとめ役というのが要りますので、ですから会長とか、いろんな役員さんを決めておるんだと思います。その役員の決定の仕方が、それぞれの各法定の民児協から選出された役員の方の中から、たしか選んでいこうねというふうなやり方になっていると思うので、その今のやり方というのが、それじゃおかしいのかといたら、すぐにはそうは思いませんので、市が会長さんとか、そういう方の選任に積極的に関与しなさいという、今おっしゃったんですね、その人事権に。それが本当に、果たして。

[発言する者あり]

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 ええ、ですから任意なんで、任意ですから、やっぱり活動しやすいようにするんであれば、やっぱり協議会の会員の皆様が、どんな運営の仕方ですらいいのか、どんな役員の選び方をしたらいいのかというのを、やっぱりみずから考えてやっていくほうが、進めていけるんじゃないかなと、うまいぐあいにいくんじゃないかとは私は思います。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 実際ね、難しいなと思いますが、法定の組織は3つあって、そのほうに大竹市は関与せんとして、それでその3つが便宜上つুক্ত大竹市民児協というところがあって、そこはボランティアの人が任意でつくったんですって顔をしながら関与してるわけですけども。そしたら、市の民児協は何のためにあるんですか。地区の民児協を大竹、小方、玖波の民児協というのは、もうちょっと見えるようにしたらどうです。そこに大竹市が関与したらいけないという決まりはありませんよね。もちろん大竹市が知事にですよ、一緒にしてくれと言ったら一緒になるんですよ。あっちから聞いたら、大竹市は3つにせえと言うけん、3つにしとるんですよというのが、県の民児協やら広島県の答えですからね。だから、もうちょっと関与してよくする、気概を持ってほしい気がします。終わります。

○網谷委員長 部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 1点、各地区民児協に市のほうに関与してないというのは、ちょっと表現の仕方は、ちょっと誤解を生じますので、各地区の法的民児協には必ず最低月に1回は会議を開くんですが、そこには積極的に参加して、いろんな課題も共有しながら担当課の職員は必ず参加しますし、あるいは担当課以外の職員も、いろんな大竹市の情報を提供した場合は御説明したり、あるいは民児協の課題を解決するために、大竹市が何か力になることができないか、その部分について一緒になって考えたりというのは積極的に参加しておりますので、全く関与してないというのは、ちょっと表現はちょっと違うかなと思いますので、よろしくお願いします。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 ただいまの同僚委員からの質疑を聞きまして、ちょっとよくわからないところがあったんで、済みません、質問を引き継いだ形になって申しわけないんですけども。大竹市民生委員・児童委員協議会というのは、任意団体ですよ。そこはまず確認したいので。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 大竹市民児協については任意団体です。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 任意団体が民主的に規約を決めながら運営しておられるときに、市のスタンスとして、一般的にですよ、任意団体が運営しているときに、規約を変えなさいとか、そういった指導はできる立場かどうか。ちょっと市の御見解をお聞かせいただきたいです。

○網谷委員長 部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 先ほど申しましたように、いろんな団体があるんですけど、市のほうから直接、指導ということは過去にはございません。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます、頭の整理ができました。それで、ちょっと民生委員・児童委員さんと主任児童委員さんの関係というか、役割について整理をしたいと思うので教えてください。

私は、それぞれの地区にいる民生委員、児童委員さんというのは、自分の担当の地区の専門的に何と言うかわからないんですけど、支援というんですか、必要なところにつなげていくといった作業をさせていただいていると思います。主任児童委員さんというのも、玖波地区であればお二人ほど、今、2人いらっしゃいますよね、欠員じゃないですね、いらっしゃいますが、玖波地区の子供たちにかかわるいろいろな支援ですかね、それをやっていると知っているんですけども、何か今、話を聞いてたら、勘違いしてたかなと思ったんですけどね、主任児童委員さんというのは大竹市全体、各地区の民生委員さんとは独立して大竹市全体の子供に関して見ていくのが主な役割ということなんでしょうか、ちょっと整理ができないので教えてください。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 主任児童委員につきましても、大竹市の場合3地区ございます、大竹、小方、玖波・栗谷とございますが、それぞれの地域の主任児童委員ということになっております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 それぞれ自分の担当地区を責任を持ってしっかりやっつけようと思えば、いろいろ思い違いとかも生じてくることもあるかとは思いますが、そこは先ほど部長のほうも、全く目を離しているわけではないと、月に1回の定例会議とかにも出ながら、市としてのアドバイスというか、割とかかわりを持っておられるということですので、現場で困っていることなんかを親身に聞いて、本来の活動がしっかりしていただけるように、支援

のほうをお願いしたいと思います。民生・児童委員さんに関しては終わります。

65ページ、地域見守り活動事業というのがございます。生活見守りサービス支援事業委託料、これはいただいた資料を見ますと、ひとり死を迎える可能性の高いひとり暮らし高齢者などが不慮の事故や重大な病などのときにケーブルテレビを利用してといった事業でございしますが、今、28年度の実績、29年度の目標をお聞かせください。とりあえず1つでお願いします。

○網谷委員長 どうぞ。

○安藤社会健康課課長補佐兼社会係長 28年度の実績でございしますが、大変残念ながらゼロ件ということになっております。ただし、お問い合わせのほうは3件程度ありまして、ただいま1件ほど、こちらの事業のほうを導入したいというような御家庭が1件ありまして、ふれあいチャンネルさんのほうと今、交渉している段階でございします。29年度におきましては、引き続きPRのほうを重ねまして、より多くの高齢者の方がこの事業について御理解いただきまして、できましたら事業のほうに加入していただきまして、いざというときに御家族が非常時に招集できるような形に向かっていけばいいかなと思っております。

以上でございします。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 大竹市も支援をしながら事業をしていただいているんですけども、余りにも利用者が少ないので、本当に必要な事業だったのかどうかというのに、ちょっとこのところ疑問を感じつつあります。皆さんに認知していただくまでも時間がかかると思いますので、早急に事業の見直しにと思っておりますが、ふれあいチャンネルと協力しながら利用者がふえるように、大竹市はほかにも高齢者の見守りのサービスもございしますし、しっかりと費用対効果なども考えながら、検討していただきたいなと思っております。

次に、同じページに、地域福祉担い手育成事業があります。29年度で3年目になりますでしょうか、29年度は若干、予算はふえているようですが、事業の概要、今後の見通しを教えてください。

○網谷委員長 課長補佐。

○安藤社会健康課課長補佐兼社会係 地域福祉担い手事業でございします。地域福祉担い手育成事業は、地域福祉のニーズの把握とそれに必要な地域サービスの創出、推進及びその担い手育成を検討し、地域福祉推進にかかわるボランティア団体の育成を目的にしております。誰もが住みなれた地域で安心して暮らせることのできるよう、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

28年度でございしますが、これは初年度の事業でございします。28年度につきましては、まず地域の実情を把握したいと思ひまして、アンケートのほうを実施いたしました。28年度ですけれども、ボランティア団体が既に活動している、もしくは活動を始めた団体に対しまして、補助金のほうを、こちらのほうは自治振興課が進めております大竹市市民活動助成交付金事業から活動助成金を交付しております。これは2団体ということになります。29年度におきましても、アンケートのほうを実施させていただきまして、同じく自治振興課が進めております市民活動助成交付金事業を、引き続きボランティアが立ち上がってい

る団体に関しては交付したいと考えております。29年度、新規というわけではございませんけれども、こういったアンケートを実施する中で、やはり何かしらの起爆剤的な内容が必要ではないかということになりまして、大竹市社会福祉協議会と協働で委託事業のほうを計画しております。具体的には、まず地域福祉の担い手育成にかかわる専門講座を立ち上げまして、広く皆さんに今後の地域福祉について考えていただくとともに、まずボランティアを始めるに至っては、何かしらのきっかけづくりが必要ということになりますので、そうしたきっかけづくりのために、社協さんと連携しまして、きっかけづくりを進めるような事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 社会福祉協議会にボランティア協議会というのがあったと思うんですけども、ここが事務局を持って地域福祉にかかわるボランティアをしておられる団体等の支援とかもしておられると思うんですけど、その関係はどうなっているのかというのが1点。

もう一つ、市民活動の助成金を使っているということなんですけども、柔軟な運用をしていただいているのかなという気もしますが、市民活動とボランティア活動の違いというのを、どのように整理しておられるか教えてください。

○網谷委員長 課長補佐。

○安藤社会健康課課長補佐兼社会係長 大竹市社会福祉協議会に事務局がありますボランティア連絡協議会でございます。ボランティアの推進のために立ち上げた協議会でございますが、大変残念ながら、ボランティアの団体数もふえてない状況でございます。社会福祉協議会がこの辺についても協議を重ねておりまして、広くボランティアを募っていきたいというのは、社会福祉協議会の考えではございます。ただし、ボランティアというのは立ち上げになかなか時間がかかりますし、立ち上げたとしても継続するにも大変時間がかかります。恐らくというか、社会福祉協議会に存在していますボランティア団体、しっかり目的を持った団体でございます。こういった目的を持った団体は立ち上げにも大変エネルギーがかかっておりますし、継続するにもエネルギーがかかっております。こういった団体のコアを今からつくっていかねければ、ボランティア連絡協議会のほうは発展しないというような、そういった結論というか思いが私どもと社会福祉協議会の中に芽生えまして、今回、社会福祉協議会とともに、まず地域福祉の担い手から、そういったコアの方をつくっていかうということで、こちらの地域福祉担い手育成事業を進めてまいっております。今後もこういった地域福祉担い手育成事業の中で、コアになる方を見つけ次第、大竹市全体でボランティアを活動していただけるような方を見つけるのではないかといいふうに期待しております。そういった方を社会福祉協議会と我々が率先的に支援をいたしまして、長く続けるボランティアを地域全体で、市全体でボランティアをしていただける方を、コアになる方をつくっていかうという考えで進めていきたいと思っております。

市民活動とボランティアの違いということでございます。市民活動のほうは、自治会を中心ということで恐らく進めていらっしゃるんじゃないかなと思います。我々地域福祉の観点からのボランティアというのは、もちろん広く自治会単位ではなくて広い観点から、

大竹市内全体からボランティアを募っていきたいというのが当初の目的でございました。ただ、地域福祉の事務を進める中で、どうしてもコアになるのはやはり自治会というふうに最近感じております。自治会を中心に地域のもめごとというか、課題について解決していかなければ、今後の大竹のボランティアというのは進まないのではないかとということで、その観点から今回、地域福祉の担い手育成事業というのは、主にターゲットを自治会からという形で想定しております。社会福祉協議会のほうにもこちらの考え方はどうかというふうに問い合わせたことがあります。社会福祉協議会の地域福祉の担当の職員も、やはり今後、ボランティアを広く進めていくには自治会からコアになる方を見つけていくのが、よりベターな方法ではないかというような御意見もいただいております。そういった中で、今回、地域福祉担い手育成事業は自治会をターゲットにしなが、こういった地域福祉の担い手をつくり出していこうというふうに考えております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 それでは、地域福祉の担い手というのは、主に地域コミュニティの中でボランティア活動をしていく人たちの育成というふうに理解したらよろしかったでしょうか。社会福祉協議会の行っているボランティア協議会も、私は自治振興課で事業化している市民活動助成金も、もう少し対象範囲が広いという理解をしておりましたので、ちょっと今の御答弁だと考え方を少し修正しなきゃいけないかなと思っておりますが、ちょっとこれ福祉のところなので、また自治振興課のほうでそこら辺をお尋ねしてみたいと思います。なんですが、コアになる担い手をこの事業の中でつくっていくというのは、今までじゃあ、福祉関係のボランティアをされていた人たちはどうなっちゃうんですか。ちょっと心配になったんですけど、そこはどうなるんでしょうか。

○網谷委員長 課長補佐。

○安藤社会健康課課長補佐兼社会係長 今まで福祉のという、もちろんそういった方たちも積極的に、こういった地域福祉の担い手として活動していただきたいと思っております。私ども地域福祉の考え方は、自治会単位とか、既存のボランティア団体という、そういった単位で物事を考えてはおりません。いろんな形でのボランティアというのが今後必要になってくると思います。小さな、例えば1つの目的でボランティア団体をつくっていただいたとしても、そちらの力を他のボランティアのほうにも回していただけるんじゃないかということで、広く浅く地域にかかわっていただけるような関係づくりを目指していきたいと思っております。そのためには既存の福祉団体の方のそういった組織力、活動力、こういったものを今からでき上がる地域ボランティアの方たちに、情報提供とか場合によっては実践も含めた指導を行っていききたいというふうに考えておりますので、広く浅くつながりづくりができる環境を目指していきたいと考えております。

以上です。

○網谷委員長 どうぞ。

○吉原自治振興課長 市民活動助成金のお話が今出ましたので、少し訂正といいますか、市民活動助成金につきましては、まず大竹市は地域の課題の解決に取り組む市民の団体を応

援することが原則でございます。先ほど、自治会というお話がありました、自治会だけじゃもちろんございません。要件としては4つほど、簡単にちょっと申し上げますけども、構成団体の構成員が5名以上、そして団体の活動が大竹市内で行われるということ、2番目ですね。その団体が会則、あるいは規則を定めていること。4番目として、団体の活動が1つは政治活動であるとか宗教活動、そういった営利活動ではないということ、それは要件としていると。従前、PTA活動であるとか、先ほど来の福祉の活動であるとか、もちろん地域、そういった形で市民の団体の方が受けているという状況でございますので、ちょっと訂正させていただきたいと思えます。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 市民活動助成金について整理していただいております。財源がないからなかなかスタートできない市民活動団体を応援して下さる制度なんで、非常に助かっている方も多いと思えますので、今後にも期待したいと思えます。

福祉のほうですが、福祉関係のボランティアを市のほうで事業化ということなんですが、いろいろな地域福祉にかかわることは、社協がいろんな実践例とか人脈も持っているからということで、今までさまざまな事業を社協に委託もしてきてると思えます。今思いつくのは民生・児童委員さんの事務局は社協にお願いしてるというぐらいしか思いつきませんが、そういう形で社協が持っているノウハウをしっかりと使わせていただいて、地域福祉の整備をしていくという作業は、今までの流れだったと思えます。

ボランティアに関しては、社協が事務局しておられますボランティア協議会の、もちろん課題もかなりあるとは思いますが、この事業も社協と一緒にやっていくということですが、今ある既存のボランティア協議会の悩みとかもしっかり聞きながら、連携しながら両方がよくなっていけるように思ってますので、ぜひそこら辺はお願いしたいと思えますが、どうでしょうか。

○網谷委員長 課長。

○野島社会健康課長 こちらの県のほうの助成金のほうをいただいて、今回、2団体ほどグループをつくられたわけなんです、この立ち上げでは社会福祉協議会の地域福祉係のほうの職員が、日ごろからも参加しておりまして、そういった助言のもとに団体のほうを立ち上げられると。こういった市の制度がありますので、そういった運営費を活用して活動していくということになります。多分、そういったボランティアグループなんで、将来的にはやはりボランティア協議会等の仲間に加わって、活動をされることを私どものほうも期待しております。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 1回目を終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 77ページの市立保育所の運営管理についてお伺いするんですが、せんだって

ただいた資料について、まずお尋ねするんですが、保育に関して国の基準が、例えばゼロ歳児については保育士を何人配置すると、1歳児については何人だというふうに決まっておりますよね。保育士の配置基準というのは児童数に応じて。その関係でちょっともらいました資料で説明をお願いしたいんですが、大竹の保育所、本町保育所、立戸保育所、なかはま保育所というふうに一覧表をもらいましたが、この表ではちょっとわかりにくいので、担当のほうで出してもらった資料について説明をまずお願いしたいと思います。

それから、関連をするんですが、予算書の中にも私立保育所に対しての委託料として負担金補助及び交付金というのが予算措置されておりますね。これはどこどこが対象になって、負担金とはどういうことなのか、補助金、交付金もどういうことなのかということ。

- 網谷委員長 山本委員、ちょっと失礼しますが。今の山本委員の読まれている資料はほかの人はもらってないんですがね、どこからいただいたのか。
- 山本委員 資料をもらうとらんげいうて、わしがもらった資料で質問しちゃいけないことなからう。
- 網谷委員長 そりゃそうですけどね。皆さんの・・・。
- 山本委員 必要なら委員長が委員に全員配ってくれというて言われればええ。質問者の質問を抑えることはないですね。そうしてください。
- 網谷委員長 暫時休憩でできますか。
- 山本委員 私の質問が終わってからしてください。
- 網谷委員長 わかりました。それじゃ、続けてください。はい、どうぞ。
- 山本委員 これはページ数で言えば79ページ、それから81ページに児童館の運営管理事業ということで、阿多田と栗谷の児童館が対象とされて予算措置をされとりますが、地元の人の御意見といいますか要望も含まれると思うんですが、ここ最近、栗谷の児童館を利用されて、広島市内の例えばYMCAですか、そういったところの利用が、交流といいますか、YMCAのほうで措置してる児童なり、そういった方を、これは地域にもよるんでしょうがね、利用されるというふうなことがまある。そういうことを通じて、栗谷地域のやっぱり子育てなり、活性化なり、図っていくようなことを大いに取り組んでもらったらどうだろうかというふうな意見なり要望が私のところに寄せられておるんですが、最近の状況について、栗谷の児童館のそういった部外からの利用状況を、ひとつ聞かせてもらいたいと思います。

それから、83ページから84ページにかけての生活保護の問題ですが、皆さんも御承知のように、この生活保護の業務をやる過程で、これはテレビでも新聞も大々的に取り上げた問題ですが、小田原の生活保護の職員が保護を受けている皆さんを蔑視するといいますか、そういったことをジャンパーに書き込んで業務を行っていたと。しかも生活保護、悪、撲滅チーム、直訳すればそういうような意味のことをジャンパーに染め抜いて仕事をしとったということが取り上げられて問題になりましたが、それが大竹でやられとるというんじゃないんですよ、しかし、私がここで聞きたいのは、生活保護の事務を担当されておる職員さんが今、大竹市には何人おられるのか。27年度の数字でいうと生活保護世帯が203世

帯ですね、それで保護を受けておられる方が247名というふうになっておりますが、何人の職員で担当しておられますか。それで、本来、生活保護の行政というのは、プライバシーが伴う問題ですから、周囲のやっぱり住民の皆さんに、生活保護を受けとるんだというふうなことをあからさまにわかるような行為や言動をするということは、大いに慎むべきだということがまずあるかと思うんです。それは厚生労働省の生活保護の業務の指針とされる生活保護手帳でもそのことが規定されているんです、ああいうふうに言われておるわけですね。それで、ややもすれば感情論も伴った給付を受けるか、打ち切るかというふうな局面では、職員と保護を必要とされる人との間でいろいろあるかと思うんですが、しかし、社会福祉法では、やっぱり担当される職員のほうは、あくまでさっき言ったような姿勢を貫いて、保護を受けておられる人への対応をすべきだと思うんですが。この職員の皆さんは、研修とか上部機関の教育とか、定期的に受けておられるんですか。その状況もひとつ聞かせてください。

以上、たくさんの質問になりましたが、よろしくお願ひします。

○網谷委員長 ただいま山本委員さんが最初に御主張されました資料についてですが、要求したほうがよろしいでしょうか。ということで、本委員会として要求することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。お願ひします。
暫時休憩いたします。

15 : 25 休憩

15 : 29 再開

○網谷委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山本委員の答弁からお願ひします。

課長。

○金子福祉課長 まず、私のほうからは、児童館、特に栗谷児童館の利用についてということでお答えさせていただきます。委員会からもおっしゃっていただきましたように、現在、栗谷児童館は年に1度、広島YMCAのほうより遠足等でおいでくださったときの雨天時の室内利用というところで御利用いただいていることのほかは、あとは地域の方が時にお使いになるという実態を伺っております。地域の方がもう少し利用したいんだけどというお声は、先般、私が伺わせていただいたときにもお声はいただきました。ただ、地域の方がどんどんあそこを使いたい、使わせてほしいというには、若干、現在のところは問題等もございまして、その問題が解決できないというか、解決すれば、もっと利用できるんだろうなというところが、私どもが今持っている実感でございまして。

私立の保育所の委託費、また大竹市立の保育所の人員配置、また生保に関しましては、順次担当のほうから説明させていただきます。

以上です。

○網谷委員長 どうぞ。

○井上福祉課長補佐兼児童係長 私からは、先ほどお手元に配付されましたA4の用紙2

枚のうち、平成28年度保育所別児童数及び必要保育士数、平成29年1月31日現在で、印刷がA4の縦半分ぐらいまで印刷してあるものについて御説明します。

大竹保育所、本町保育所、立戸保育所、なかはま保育所、それぞれ児童数と保育士配置の状況について記載しておりますが、この中で大竹保育所を例にとりまして御説明いたします。大竹保育所につきましては、児童数、ゼロ歳が6人ですので、ゼロ歳でいますと保育士の配置基準が児童3人に1人となっておりますので、基準保育士数が2、1歳になりますと14人で保育士配置基準が6対1になりますので、基準保育士数が3、次が2歳のところですね、児童数が15ですので、これも1歳と同じく保育士配置基準6対1となりますので、基準保育士数が3、3歳が配置基準が20人に対して保育士1名になりますので、3歳が18名ですから、基準保育士数は1、4、5歳につきましては児童30人につき1人の保育士を配置するという基準ですので、4歳のところ21人に対しては1人、5歳のところ28人に対しては1人で、ゼロ歳から5歳までの配置基準保育士数のトータルが11名。このほかに障害など特別の支援を要するお子さんのお世話をする保育士を4名ほど、2歳、3歳、4歳、5歳、1名ずつ配置しております。ですので、大竹市の大竹保育所の必要な保育士数はトータル15名、11足す4の15名に対しまして、実際に配置されとる職員数は配置別という、下にありますけれども、正規職員が5名、臨時職員が12名の計17名配置しております。

以上です。

○網谷委員長 どうぞ。

○武田福祉課児童係主任 79ページの私立保育所等補助金、これについて御説明をさせていただきます。こちらは主には、まず例えば家庭において保育などを受けることが一時的に困難となりました乳幼児について、主には昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う一時預かり事業、それから保育認定を受けた子供につきまして、通常の利用日、利用時間以外の日に時間において保育を実施する延長保育事業、こういった事業につきまして、市内の私立保育所ですとか、それから市外でも幼稚園等において一時預かり事業の幼稚園型というのがございます。そういった事業を行った園に対しまして、市から補助を行う、そういったものでございます。

以上です。

○網谷委員長 どうぞ。

○笹野福祉課主幹兼保護係長 生活保護の世帯数と人員数ですが、ことしの1月で174世帯、207人となっております。職員についてですが、係長1人、ケースワーカー3人、面接相談員1人、就労支援員1人、レセプト点検員1人の計7人となっております。

服装についてなんですけども、保護受給者の方のプライバシーを守ることに気をつけておりまして、家庭訪問のときとかに、福祉事務所の職員だということがわからないように、服装には十分気をつけております。

あとは、職員の研修についてですが、ケースワーカーになったときに広島県のほうで初任者研修を行います。ケースワーカーの1年以上経験している者には、1年以上を対象とする研修があります。あと、係長なんですけども、査察指導員というんですが、毎年査察

指導員の研修が1回あります。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○網谷委員長 以上で第1回目の質疑を終結いたします。

2回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 何点かお尋ねいたします。67ページ、福祉タクシー、重度心身障害者福祉タクシー助成費ですかね、410万円ほどございます。これは利用者の方から運用をもう少し柔軟にさせていただけないかという声が出ているように聞いております。というのは、透析とかに行かれる方が、車椅子で今、行きは元気だけど帰りはちょっと車椅子でないとなかなか使いづらいということで、車椅子を使えるタクシーに乗りたいたいけれども、大竹市の中には事業所が1件だけで、ほとんど予約でいっぱいを使いづらいということもあって、社協に福祉有償運行の制度があって、それなら車椅子も大丈夫なんで、そちらでも使わせていただければといった声が、利用者の方から上がっているというふうに聞いております。柔軟な運用に向けて御検討いただいているようには伺っておりますが、29年度から何か変化があるようでしたら教えてください。

○網谷委員長 どうぞ。

○伊崎福祉課主幹兼障害福祉係長 ただいま細川委員から言われた福祉タクシーの件でございます。御指摘のとおり御要望があることは理解しております、その方向で進んでおります。申請書を出していただいているところですので、29年度から運用できるように、今準備をしているところでございます。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。利用者の皆さん、大変喜ぶと思いますので、利用者の立場に立って運用を考えていただいている姿勢に、本当に感謝します。ありがとうございます。

すぐその下に、軽度中等度難聴児補聴器購入、この事業ですね、ちょっと概要を説明いただければうれしいですが、お願いします。

○網谷委員長 どうぞ。

○小川福祉課障害福祉係主査 軽度中等度難聴児補聴器購入費等助成事業なんですけど、これは身体障害者手帳等をお持ちでない軽度な児童の人に対する購入費の補助事業になっております。県の補助事業でして、利用としては初年度3年前に1件あっただけで、去年、おとしはゼロ件でした。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 17万3,000円ですよ。補聴器、結構高額な補聴器もあると思うんですが、利用していただけないのは助成が少ないからじゃないかという気もするんですけど、その辺の

分析とかはされてますか。

○網谷委員長 主査。

○小川福祉課障害福祉係主査 確かにおっしゃるとおり、補聴器は結構高額なんで、全額は補助の対象にならないんで、それだと言われるとあれなんですけど、ただ軽度の方を対象にしていますので、全員把握しているわけじゃないんですけど、実態としては余りいないのではないかと、大竹市にはというのが、ちょっとうちの見解でもあるんですけど、初年度は要望があって、いらっしゃったんですけど、それ以降は周知はしつつあるんですけど、ないということは、その軽度に当たる人がちょっと少ないのではないかと考えております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 手帳を持ってない方でも、こういった補助をしていただくという制度は非常にありがたいかなと考えております。ぜひ、もしいらっしゃるのに制度を知らないというケースがあるとしたら、積極的に使っていただけるように、啓発のほうをお願いします。

次に、76ページ、子育て関係ですが、ことしから始まる事業だったと思いますが、子育て短期支援事業について、ちょっと事業の概要を、初めてだったと思いますので、御説明いただければと思います。お願いします。

○網谷委員長 福祉課長。

○金子福祉課長 子育て短期支援事業でございます。こちらの事業内容でございますが、児童の保護者の疾病や育児疲れ、育児不安などの身体、または精神的な理由、出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の理由や経済的問題等により、一時的に母子保護を必要とする場合に、児童または保護者が短期的に利用できるという事業でございます。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 額が非常に少ないんですけども、これはどのぐらいの利用を考えておられて予算化しておられますか。

○網谷委員長 主査。

○井上福祉課課長補佐兼児童係長 委託料の予算額についてですが、これは利用実績に応じて、施設に対して料金を支払うものです。平成29年度につきましては、事業を既に実施しております廿日市市の状況を参考にしながら、市民税非課税世帯の母1人、2歳未満児のお子さん1人、2歳以上児のお子さん1人が、年間14日間施設を利用した場合を想定いたしまして21万2,000円の予算を計上しているものです。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 済みません、事業内容がよくわからないまま質問して申しわけないです。これは市民税非課税世帯の方が対象の事業でしょうか。

○網谷委員長 課長補佐。

○井上福祉課課長補佐兼児童係長 特に利用者をそこに限ったものではございません。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 初めてのことなので、こういうことが使えるというのを知らない方も多いのかなと思ってるんですけども、啓発というか、宣伝というか、あの辺は何かお考えがとおりでしょうか。

○網谷委員長 福祉課長。

○金子福祉課長 周知はホームページに一応限定して行うということにしております。もっと積極的に周知してという御意見もあろうかと思えますけれども、この事業が母子生活支援施設などを一定の配慮が必要な施設の空き部屋を使わせていただくということからも、もとの施設の運営を邪魔しないと申しますか、支障を来すことがないように、その辺をちょっと配慮しながら、近隣の市町に聞きました結果、余り積極的でない情報発信にとどめようかというところで、近隣も同じようにされているようでございます。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 母子に限定するというか、父子の場合は対象にならないのかなと思いますが、そうなってくるとつなぎ役の方の役割というのは、すごく大事になってくると思います。恐らく課題のある方とかは、かなり民生・児童委員さんを初め、家庭児童相談員さんとか、多く把握しておられると思いますので、アンテナをしっかりと高くして、迅速に対応していただけるようにしてもらえようをお願いいたします。要望です。

続きまして、79ページ。母子父子自立支援事業、一番下のほうにあります。28年度より増額しているようでございます。実績はどのようになっておられますでしょうか、教えてください。

○網谷委員長 課長。

○金子福祉課長 増額の内容という御質問だったと思うんですけども、増額内容の一番メインになるものは、80ページにございます高等職業訓練促進給付金という事業の利用者が、周知がだんだん進んでいるということもございまして、こちらの利用がふえているということから、29年度に関しましても増額予算をつけさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 自立につながった方たちは、今までどれくらいおられますでしょうか。

○網谷委員長 課長補佐。

○井上福祉課課長補佐兼児童係長 高等職業訓練促進給付金の就職にどのようにつながっているかということでございます。この事業は平成19年度に開始しておりますが、この事業開始以来、現在、受給中の方7名を含めまして、これまで13名の方に給付金を支給しています。給付金の受給が終了した方が6名ですが、それらの方の就職状況につきましては、看護師の資格を取得した3名の方、介護福祉士の資格を取得をした2名の方、合わせて5名が病院などに就職いたしまして、現在もそれぞれの職場で働かれています。ちょっと済みません、残りの1名につきましては状況が不明でございます。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 しっかり働いていただいて、定着もしておられるような印象の言い方をしてくれましたので、給付金をやった効果があったのかなというふうな印象を受けました。残り1名の方もしっかり追跡調査をしていただくとともに、今後もしっかり自立に向けて仕事をしっかりしていただけるように、支援をお願いいたします。

続きまして、81ページから82ページにかけて子育て支援センターについてお尋ねいたします。現在、大竹市の子育て支援センター、立戸とさかえと、あと支援センターという名称ではございませんが松ヶ原こども館、3カ所あると思います。先般、指定管理者の議案があったばかりではございますが、それぞれ3館の特徴というか、何かすみ分けというか、そういうのがあれば。ちょっと運営費が立戸が非常に少なく、ほかが同じぐらいなんですけど、そのあたりも気になりましたので、何か理由があるのかなというのがありますが、どういった考え方で運営しておられるのか教えてください。

○網谷委員長 課長。

○金子福祉課長 子育て支援センターの3館の特徴という御質問だったと思います。それに先立ちまして、立戸が少ないのではないかと御質問にお答えさせていただきます。現在、立戸の支援センターは、嘱託1人、臨時1人の2名で運営しております。うち嘱託職員は市の保育所長退職者が再任用という形で勤めておられます。こちらの費用につきましては、総務費のほうで出ておりますので、1年分の人件費がこちらに上がってないということが、少ないという理由でございます。そちらを加えれば、3館、ほぼ同額とは申しませんが、ほぼ肩を並べるのではないかと考えております。

また、3館の特徴でございますけれども、まずさかえの支援センターにつきましては、正職1人、臨時1人の職員で運営しておりますけれども、職員が非常に若く、保育所に通っていらっしゃる母親世代と同年代ということもあり、そちらに行かれる方はママ友感覚で、本当におしゃべりとか、愚痴とか、情報交換とか、若い世代の話題が多く、子供にとっても大変にぎやかな雰囲気の中での遊び中心の支援センターと考えております。

また、立戸につきましては、先ほどお話ししましたように、保育所長の退任者がおります関係で、育児の悩みとか相談とかが中心になっておりまして、また子供にとってもゆっくり落ちついた雰囲気や時間の流れを共有できるスペースではないかと考えております。

最後に松ヶ原でございますけれども、こちらは立地条件とか、それから運営の特徴がログハウスということでもありまして、周囲も大変自然に囲まれて広がっております。また、大型遊具等もございますので、そちらを利用したイベント等も多く、そちらにかかるスタッフも大変多うございます。また、28年から土曜日をあけている関係で、父親の参加も大変多いと聞いております。以上3館の特徴がそれぞれ違いますので、利用者にとりましては、きょうはこちらに行ってみようとか、じゃあ次はこちらに行ってみようとかという、自分の思うところで選べるというところで、大変いい3館の特徴を出していただいているのではないかと考えております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 10年前に比べたら、随分子育て支援が充実してきたなという印象を受けております。いろんな子育て世代のニーズに応えられるような形で、子育て支援をしていただいていることをうれしく思います。なんですけども、せっかくそれだけいいことをやっているのもっとちゃんと宣伝したらどうかと思います。大竹市のホームページの子育て支援のところを開きますと、それぞれ出てくるんですけどね、ちょっとフォーマットも違いますし、それぞれの館で。もうちょっとそれぞれの特徴がしっかり出て、外部の方にも魅力的に映るような宣伝をしていただきたいなと思います。特に松ヶ原こども館は、議案審査のときに、市外の方が意外と大勢利用してくださっているというふうな御答弁をいただいております。市外の方に大竹市の魅力を知っていただくいい機会だと思いますので、運営者のほうに、そこら辺を考えて、ちょっと大竹市のほかのことも宣伝してよみたい、ああいった協力はしていただけますでしょうか。どんなですかね、ほのぼのさん。

○網谷委員長 課長。

○金子福祉課長 もちろん協力はしていただけると思っております。私どものほうが、このようなことを来られる方に宣伝してほしいとお願いすることが大事ではなからうかと思っておりますので、いただきました御意見、ありがとうございます。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。ぜひいいところをファミリー世代に宣伝していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次はちょっとページ数が、どこを言ったらいいのかわかりませんが、家庭児童相談員さん、81ページですか。家庭児童相談員さん、児童福祉相談事業、80ページからあります。実は、この間、中学校の卒業式に出ささせていただきました。非常にいい卒業式で、子供らをここまで育てていただいたことに対して、もう教育委員会に、現場の先生方には感謝の気持ちでいっぱい帰ってまいりました。ありがとうございます。なんですけど、義務教育が終わったら、今度は子供たちは大竹市の教育委員会の手は離れるのかなと思いつつ、卒業する子供たちに、つまづくことがあったり、何かあったら、もう学校の先生たちが、地域の皆さんが見守っているからねといった言葉を皆さん贈ってくださってたんですけども、市として、義務教育卒業後のケアとかというのは、どのような体制になっているのか教えてください。

○網谷委員長 課長。

○金子福祉課長 義務教育卒業後ということで、高校になってからということだと思ってしまうんですけども、現状といたしましても、一番最近の例で、高校に入学するというので、今までのように中学校のほうとの意見交換というか、なかなか難しくなるねという事例もございました。委員おっしゃいますように、といたしましてもまだ高校卒業するまでの3年間というのを、どのようなケアをするかということは、大変ここが一番重要なんではないかと思ってしまうんですけども、家庭児童相談員のほうを持っているケースにつきましても、その後も地域の民生委員さんとかと交流しまして、その子のささやかながらと申しますか、今までのような活発な情報交換はできないと思ってしまうんですけども、見守りはできると思っ

ております。ただ、現状、中学校に行つて、そのお子さんの状態がどうかとか、高校に行つてまでいくというのは、まだできませんので、問題のあるところではないかとは思つております。

以上です。

○網谷委員長 細川委員。

○細川委員 先般の一般質問で、先輩議員がネウボラの話をご提案されておりました。切れ目のない支援ですかね、これから国も課題としておられるようですし、いずれ大竹市も求められてくるかなど。求められる前に、しっかり大竹市の課題を整理して、ちゃんとフォローしていただく制度にしていきたいと思つておりますので、よろしくお願い致します。終わります。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 資料をたくさんお願いして、ちゃんと使えつて、さっきある人に言われましたけど。12ページ、13ページ、これ障害者の作業所とか、それから放課後デイサービスとか、資料を出してもらいました。この資料を出して何を聞くということではなくて、こういう資料が今までなかったんで、見てみたいなと思っただけなんですけども、これが正しいかどうか知りませんが、無理をしてつくっていただいた気がいたします。

例えば、この前の生活環境でしたか、市営住宅に外国人が何人いるかと言つたら、データがないつて言われましたね。私思うんですけど、行政というのは目の前の仕事をするためには、高いソフトを買つて、誰がやつても同じように出るような仕組みをつくるんでしょうけども、ちょっと例外的なことを言うときできないんですよ。それで、データというのはお金を払つたり、ルーチンワークといいますか、日ごろの事務処理をするためのデータでもあります、もちろん。同時に、あしたからどうするつていうか、これからどうするつていう企画立案といいますか、政策を考える上でもデータつてすごく大事なんですよ。これ出ないつて言われたんですよ、最初。担当課の方が私のところに来て、出ませんつて。私は最初はね、個人情報とかそういう発送の制限があるじゃないですか、そういうもんで出ないかなと思つたら、そうじゃなくて、措置の時代はちゃんと見えたけど、今は国保連合会にデータを出して、あつちから来るデータにないからわからんつて、そういう趣旨のことを言われました。そして、国保連合会にどういうデータを送るんかつて聞いたら、我々が送るべきデータは全部送つていますと。これは最終的には部長にお願いしてできたんですけどもね。

やっぱり、データというのは使つて何ぼですから。さっきの保育所の子供についても、ゼロ、1、2歳の子供が、最近は何より多いんですけども、それと所得に係りがあるかどうか見たくて私はデータをお願いしました。これもとりあえず、ありがとうございます。この放課後デイサービスとか作業所ですけど、このうち大竹市のものというのはどれですか。例えば、作業所であれば、レオーネ大竹はそこにあるから私もわかります。ぱすてるは、この中に大竹のやつを教つてもらえますか。

○網谷委員長 主幹。

○伊崎福祉課主幹兼障害福祉係長 大竹市に関して言いますとレオーネ大竹だけということになります。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 放課後デイサービスのほうはどうなります。

○網谷委員長 主幹。

○伊崎福祉課主幹兼障害福祉係長 済みません、放課後デイのほうに関して言いますと、スマイルのお家おおたけと、あとは27年度になりますけれども、ぷちとまと大竹、こちらのほうになります。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 これを聞いてみたくなかったのは、あれ何て言うんですかね、大竹のオレンジ通り、大竹駅の向こう側の通りがありますね、広島総合銀行大竹支店があったあの通りです。あそこに化粧品屋さんの後に、あれがぷちとまとでしたかね。あの人はうちへ来ましたよ、名刺持って、来たらしい。それからもう一個の、アーバンタワーの1階にもありました、あれ今ありますか。アーバンタワーの1階にある村井金物の前というか、弁護士事務所がありますけど、あの辺あたり、今ありますか。あります、よかったです。でもね、あの人は私に名刺くれました。それで、調べたら会社ですよ、どこにあるかと思ったらね、鈴が峰の市営住宅の中がありました。それで、広島県の担当者に、こんな人、するんって、これでええんって言ったら、何て言ったと思いますか。今は質より量なんです、数が足りないんですって彼は言いましたよ。

でね、要するに、ただ基本的には県がするんかどうか、私は役割分担知りませんが、大竹市からお金を出してる人たちが、どこでどう使ってるか。だから、去年始めたものがもうなくなってるでしょう、1個。そういうことですよ。あそのぷちとまとというのは、その辺はどの程度の中身があって、確かに措置じゃないかもしれない。措置じゃないかもしれないし、商売ちゃあ商売ですよ、今ある意味ではビジネスの形をとってます。だけどやっぱり一定のものは行政、把握しとかにやいけんですよ。そのときに、利用量というのはキャパシティーですよ、利用の度合いがどうかなと思ってこれを要求したら、出ないって言われましたよね。あのね、そんなことはないですよ、出ましたよね。これどうやって出したんか知りませんが、手作業ですか。

要はね、国保連合会が大竹に送ってくるとしたら、どこの誰が、いつ、どのサービスをどれだけ使った、それだけあれば大体足りますから、そのデータを電子データで送ってくるんですよ。送ってくるとしたらテキストデータですよ、どっちみち。読もうと思えば簡単にできますけども、やっぱりある情報を生かしてほしい。そのさなかに私のおふくろのところに、後期高齢者の利用実績ちゅうんかな、まあ入院から何からって、びやーと半年分が詳細なものを送ってきました。そこにこれは確定申告の医療費控除には使えませんって、そういう目的じゃないんですね。通常健康保険の場合は、過度に使わないように、それから医療側の不正をチェックするために、時々ですよ、私の関与している世

界では、あるときの何月かのデータだけね、どこどこの歯医者へ行ったとかね、どこどこの内科に行ったとかなってますよという通知が来るぐらいですけども、後期の場合は利用頻度が高いから、利用の度合いが大きいからかもしれませんが、どしゃっと物すごい詳細なデータを送ってきてました。

それはまあ、それ。結局は、そのデータを、単に医療費の支払いとかに使うだけじゃなくて、これからのためにデータを生かしていこうというのが、後期高齢者の広島の事務所というか、あそこが使ってるんだと思いましたけど、我々もいろんなものがあつたときに、さっきの市営住宅は今、関係ないと思いますが、データがあれば生かしてほしいわけです。例えば今、市営住宅に基準収入を超えている人が何人いますかというたら、ぱっと出てきて当たり前だと私は思うんですよ。システムをつくらんでもいいです、ちょっと待ってよと、データ入れて検索すればいいわけですから。そのぐらいの有効利用をしてほしいなという気がいたします。

このサービスのことでですけども、やっぱり大竹にはないって、前からね、大竹市のこういう障害をお持ちの方たちが、大竹にはなくて岩国に行ったり、広島へ行ったり、廿日市に行ったりすると。行ったら、向こうではよそ者と言われるし、ばらばらにいと、大竹市の人たちが一緒になって相談する機会もそれだけなくなるわけですから、困っているという話はよく聞きますけど、やっとなんかこれでわかりますよね。大竹市の人結構、向こうのほうまで行ってますよね。これ、何とかしなくちゃいけないと思われませんか。

○網谷委員長 主幹。

○伊崎福祉課主幹兼障害福祉係長 委員御指摘のとおり、大竹市には社会的資源が少のうございます。その上で、放課後デイにつきましても御要望が多い事業であるというふうな認識は持っております。その上で、自立支援協議会の部会になりますけれども、そちらのほうから、事業所部会等のほうでいろいろ情報等をいただきながら、今後は検討をしていきたいという、ごめんなさい、ちょっと歯切れが悪いんですけども、検討させていただければありがたいなと考えております。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 まあ、あれですよ、市がするんじゃないでしょうから、今の御答弁でいいと思います。

次に、シルバーのことでですけども、71ページかな。シルバー人材センターの補助金が950万円ですよ。それで、平成26年度から950に変わってますよね。平成26年度から何が変わったのか。今回、きょうの朝ですよ、資料のことで私、違うって言いましたけど、これは下げたほうが大竹市の都合がいいんだっていうふうに、私はある職員さんから聞いたんですが、そういうことですか。

○網谷委員長 主幹。

○佐伯保険介護課主幹兼介護高齢者係長 シルバー人材センターへの運営費補助金ですが、委員さん、26年度とおっしゃられましたが、27年度から950万円ということになっております。26年度は1,050万円ということで、前年度から100万円減らしておりますが、これに

つきましては、地域ニーズ事業というものが27年度ございまして、初年度300万円規模で行われていたものが、27年度に200万円規模に100万円減じられたということの影響で、100万円を減じたというものでございます。

以上でございます。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 ちょっと違うんじゃないかと思いますが、私が見たら26年度から変わっていたように。ネット上の私が見たのは予算決算、そのあたりでしたけどね、それはそれです。

で、ひょっとしたら総括でやったほうがいいのかもかもしれませんが、それと軌を一にして、大竹小学校の芝生の予算が委託費から補助金に変わっているわけですね。補助金という定義は、自分のためじゃなくて無償の経済支援のことですから、何か役務の提供の対価して払うものは補助金じゃありませんからね、委託費ですから。そのことは後で言ったほうがいいのかもかもしれませんが、問題は、シルバーという団体が地元の自治体の補助金を超えては、国の補助金をくれないというのは、議会で何回も聞いてますからね。だから、大竹がもし下げたら、国の補助金も下がってしまうと。だから下げられないんだというロジックは何度も聞きました。今回は、その辺か何かあるのかないのが気になるんですよ。なければ別にいいです。ただ、大竹市の小学校の芝生を維持するのが委託費ですから、あれが補助金なわけないですからね。だから、それはまた教育でやりますけども。もう時間がないので終わります。よろしく。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 説明を受けてお伺いするんですが、この表ですね、今、委員会に配っていた。この中に大体説明のとおり国の基準を上回って、人数の上では配置を十分にやっておられるのかなというふうに理解したんですが。ただ、その中で基準保育士というのがありますね。基準保育士と正規職員というのはどう違うんですか。それから、支援保育士と臨時職員というのがありますが、これもどう違うのかよくわからんですね、私どもには。それで、臨時職員にせよ、基準保育士にせよ、支援保育士にせよ、正規の職員との比較で何かあれですか、違うところがあって、国の資格を持ってないとか、持っているとか、いろいろあると思うんですがね。そういう点で名称が違うというのがよくわからんですね。基準保育士、支援保育士、正規職員、臨時職員と、こうなっています。そこらあたりを、ちょっとわかるように説明してもらいたい。

それで、問題なのは、国のほうは最近盛んに保育士の処遇改善をやると。大胆にも4万円も給料を引き上げるというふうなことを大々的にテレビ、新聞で報道しましたし、我々も安倍さん、思い切ったことをやるなと思いつたんですが、せんだっての一般質問で、公務員にはそれは適用にならんと。これは民間の保育士さんのことだという話でしたよね。そうなると、現状の処遇改善というのは、なしということになると思うんですが、私はこれまでも、特に名称が4つあるから、臨時職員のとこだけ見ても12名、大竹保育所だけでおられる。本町でも7名、立戸でも8名、なかはまも8名ですから16と7と23と12で35名おられる。割合から言うたら、圧倒的に臨時職員が多くてよ、1日に7,000円じゃ、

8,000円じゃいうふうな処遇で、同じように子供の面倒を見る、苦勞してるということになると、同一労働同一賃金じゃいうようなことを言いながらもよ、実態は全然違うじゃないかという印象を受けるんですが。だから、まず基準保育士、支援保育士、臨時職員、正規職員というふうな名称の違うことを、ちょっとわかるように説明してもらいたい。

それと関連して、民間の保育所のほうは、安倍総理が言うように4万円も5万円も給料を上げるということですから、いいことだと思うんですが、問題なのは大竹市の民間の保育所であろうが、公立保育所であろうが、そこに預けられている児童ですね、これは同じ大竹っ子ですから、保育の質なり量なり差があったんじゃ、これはいけんわけですね。やっぱり公平に同じ市民の子供ですから。そういうことで私は、さっき質問したように、負担金だとか、あるいは補助金だとか、交付金だとかという名目での市立保育所と委託料というものが載ってるが、保育の質を量的にも民間と公立の差があつてはいけんのじゃないか。そういったことでこういう費目での支出だろうかと思ったんですが、これ違うんですか。その辺のことを説明をお願いしたいです。

それから、生活の保護のことなんですが、先ほどの7名の職員の皆さんが、日夜保護を求められる皆さんに、給付なり保護の認定なり実態調査なり、汗をかいておられると思うんですが、この7名の方は、県が招集する研修に何回行っておられるんですか。1回行ったら終わりですか。行けばもういいということなんですか。毎年行くんですか。それで、社会福祉士という資格のある人が、この7名の中におられるのか、そのところも合わせて答弁をお願いします。

それで、担当のほうはよく御存じだと思うんですが、私を介して保護の申請をしたり、給付を受けたり、打ち切られたりするようなケースに、まま関係した経験があるんで、言いにくいことじゃが、言っとかにやまたこれもわからんからね。大竹市内を地域的に分割してね、担当者を決めておられるようですね。例えば、大竹地区は誰、小方は誰、玖波は誰というふうに。それで、担当される地区の人の話によると、あの人がおられると、相談に行っても非常に厳しくて、いつも頭ごなしに押さえられて、十分話を聞いてもらえないんだ。だから、ぜひ議員として山本さんもそういう場に同席してもらいたいと。物を言わさんような威圧的な対応をされるんだから、とても我々の実情なり、差し当たっての生活のための給付を受けることが言いにくいんだと。だから、ぜひ山本さん、あんたも同席してもろて、わしの言い分も、市の言い分も双方聞いてもらいたいと、こう言うておっしゃるから、それなら一緒に双方の言い分なり事情を聞かせてもらおう機会としてね、いいじゃないかということで、その担当のほうに言うたら、いや、そんなことはできませんということ、プライバシーにかかわることじゃと。こういうて言われるから、そんなことはなかろうと、本人が了解しとるんだからと言うたら、県のほうへ問い合わせをしてみますというんで、県へ問い合わせをしたら、県も好ましくなからうという返事やと。だから、議員がそういう場に立ち会うじゃいうようなことは認められんと、こういうことでね、その機会がなかったんです。そんなことはあれですか、今でもそういうことなんですか、市としては。議員もあなた、市民から負託を受けて、いろんな相談を持ち込まれるし、本人の了解があれば、私は当然ね、市の言い分も本人の言い分も合わせて聞かせてもらおうという機

会にしてもらいたいんですが。継続します。

○網谷委員長 山本委員、時間です。

今の答弁をお願いします。

課長。

○金子福祉課長 では、まずお配りしております保育士数の表の御説明を再度させていただきます。今、基準保育士数と支援保育士数、保育士は基準保育士と支援保育士はどういう意味合いがあるのかという御質問だったと思うんですけども、基準保育士といいますのは、さきに補佐のほうの説明させていただきましたとおり、現在、大竹保育所を例にとりまして6人の在所児童に対しまして、国の基準であると何人になるかという数字と同時に、大竹保育所で事業に当たっております保育士の数でございます。支援保育士というのは、基準の保育士に加えて支援が必要とする児童に対しまして、加配という形で従事してくださる保育士の方を指します。正規職員と臨時職員の違いは何かということでしたが、こちらのほうはいずれも保育士免許を持っておりますが、正規のほうは職員でございまして、臨時のほうは名前のおり臨時の職員という意味合いでございます。

以上です。

○網谷委員長 どうぞ。

○武田福祉課児童係主任 私立保育所の処遇改善の関係での補助金の関係での御質問があったと思いますので、その部分だけ御説明させていただきます。おっしゃいますように国のほうにおきましては、主に民間保育所等の職員の処遇改善という観点で、主に平成28年度中、国のほうで公定価格の改定がありまして、おおむね1.3%の増という形で処遇改善を行っております。もともと子ども・子育て支援新制度というのが27年度から始まりまして、その中におきましては、私立保育所のほうにお支払いする人件費、管理費等の運営にかかわる部分に対しまして給付費の中に、処遇改善部分というのがあります。この処遇改善部分の中には、きちっと計画を立てて職員の処遇改善に充てなさいということで、月例給ですとか、手当とか、そういったものに反映させていくという形で給料を上げていくと、そういったことがもう制度上、担保される形でされております。これまで公立と民間保育所におきましては、児童1人当たりの月額運営費というのも民間のほうが少ない状況がございました。ここ数年、そういった形での国のほうの制度改正もありまして、民間保育所等の処遇改善という部分も含めました運営費部分というのは上がってきているという傾向がございます。ちょっと補足で説明をさせていただきました。

以上です。

○網谷委員長 主幹。

○笹野福祉課主幹兼保護係長 まず、研修についてですけども、研修を行うのは県なんですけども、ケースワーカーになって初めての年に必ず研修に行きます。その後、1年以上の研修というのを県が毎年、1名は来るようにというふうに通知してくるんですけども、誰かが行くようにしています。あと、係長は査察指導員ですので、毎年1回あります。あと、面接相談員とか就労支援員とか、レセプト点検員の研修については、随時県が通知してきますので、そのときに行くようにしております。あとは社会福祉士なんですけれども、ケ

一スワーカーをするに当たっては、社会福祉主事というのが必要ですので、これについては保護係に配属された後、通信教育のほうを受けさせてもらって、1回は実地に神奈川県の方の学校のほうに1週間ぐらい行くんですけども、それで1年かけて資格を取るようにはしております。社会福祉士なんですけれども、28年度に配属された職員が社会福祉士を持っております。ただ、これは必須ではなくて、社会福祉士を持っていたということで、社会福祉士を持っていれば、社会福祉主事の資格を取る必要はありません。

もっと言われた高圧的な、威圧的なというお話なんですけれども、やはり就労指導とかするに当たって、指導に従ってもらえないと生活保護上の法第27条というんですけども、指示に従っていただけないと停止または廃止というふうな流れになりますので、その段階で、相手の方がそういうふうに思われることも、そりゃあるかもしれません。そういうふうなケースワーカーに対してそういう思いを持たれたら、上司とかに言っていただければ、それも1つの方法かと思うんですけども。

あと、議員さんの同席の件なんですけども、基本的には生活保護の面談室での同席は、扶養義務者の方ということにさせていただいております。

以上です。

○網谷委員長 市立保育所と民間保育所の違いという質問があったんですが、と思いますが。課長。

○金子福祉課長 私立と公立の保育の質という御質問だったと思うんですけども、私立であろうと公立であろうと、保育の質は変わらないと思っております。それがあってはならないと思っております。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○網谷委員長 以上で2回目の質疑を終結いたします。

3回目の質疑を行います。質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 先ほどの質問に対する答弁に関連して、これが最後になるんで、わかりやすく皆さんに理解できるように説明してもらいたいんですが。だから、民間だろうが、公立だろうが、保育の量も質も差があってはならないという基本的な立場で保育行政をやっておるとのことだと、今の課長の説明で理解できるような気がするんですが。だとすれば、ここに予算措置として上げられとる負担金だとか、補助金だとかというのは、何をどこに補助したり負担をしたりするんかということの説明を、私は最初から聞いとるんですが。ここがはっきりしないとね、量も質も変わらんようにしてるんだとおっしゃっても、理解をしにくいんですね。そこをもう一度、ひとつわかるようお願いしたいんですが。

それで、生活保護の問題について重ねて聞くんですが、私が相談なり給付に関して市の対応なりについて持ち込まれた件数を、それをもとに言いよるんだから。私が関与したことについては、担当課もよく知っとるわけや。それで、さっきの議員が同席しちゃいかんじやいうのは、扶養者でなけりゃいけんじやいうておっしゃるが、議員を参加させちゃい

かんということを行いながらよ、生活と健康を守る会の皆さんやら、その他、弁護士が関与することもあり得るでしょう。議員が何でそこで差別せにやいけん。私は、むしろ議員が参加して、双方の話を公平に聞いた上でね、一緒に問題の処理なり解決なりをする方向で協力し合うという場を求めとるのに、議員を排除するいう、このことが非常に疑問なんよ。私自身も、そりゃ生活保護を受けなならん、今まで受けとった人が給付を打ち切られたとすればよ、私なりに、とりあえずのことを協力したり、援助したりするというこで、引き続き給付なり市のほうにはお願いをしてやってもらおうよという努力もしてきたつもりですしね、必ずしも一方的に申請をしたり、要望したりする側の立場だけで物を言うてきたつもりはないんでね。市側のやっぱり努力の跡も、法律、規則、規定に基づいた対応はどうであったかということもあわせて考えて、私は今まで対応してきたつもりなんじゃが。

それでね、一番の問題は、生活保護を受けるのに担当の職員さんと話をするのが、怖い人がおっつてんですと。こっちの実情を聞いてもらえないんだと。頭ごなしに押さえつけられて。そういう声があるという事実を素直に私は担当の職員の皆さんも、よくよく考えてもらいたいと思うんですよ。生活保護を受けるという事態に立ち至った経緯はいろいろあるでしょうがね、最後のやっぱり頼みですからね。それを救済するというのは、憲法25条で保障されとるわけだから、市役所の担当のところへ行ったら、悩み事じゃろうが、苦勞話じゃろうがよく聞いてもらって、相談をするのには非常に頼りになると、非常に温かい気持ちで迎えてもらえるんだというふうな生活保護行政をやってもらいたいと思うんです。下手すれば大竹でもそうなんですが、傷害事件に発展をしたりするような事故があるでしょう。だから、厚生労働省が言うような社会福祉法にのっとった気持ちなり思いを、実際の行動の上で皆さんから頼りにされる、親切に対応してもらったと言って喜んでもらえるような、ひとつ職員の皆さんの一人ひとりが頑張ってもらいたいと思うんですが、どうですか。

○網谷委員長 健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 私も25年前、生活保護のケースワーカーを3年間しておりました。そのときに私が諸先輩から教えてもらったことは、1番は、まずは受容してあげなさい、しっかり聞いてあげなさいということをお教わりしました。私も若いころでしたけども、その仕事の中でいろいろと勉強もさせてもらったんですが、なかなか例えば生活保護は一定のルールの中で金銭を給付いたしますので、やっぱり相手側の思いとこちらの思いがすれ違うことも多々あります。たびたび指導をするんですが、なかなか聞き入れてくれないときもあるし、それが直接、その金銭給付に結びつくことが多いわけなんです。一番の例で言えば、停止とか廃止とかになるし、減額とかありますので、なかなか難しい面もあります。ただ、委員おっしゃるとおり生活の最後のセーフティーネットですから、これ以外に御本人さんを助けるものはありませんので、職員にもまずは聞いてあげる、そして本人が今抱えている課題を、みずからどうやったら課題が解決できるか、その手助けをしてあげる、その方法は何なのかということについて、もう一度、職員の研修をしていきたいと思います。なかなかケースワーカーもいろんな方が相談に来られますので、課

題解決をしてあげようと思うんですよね。一緒にそのハードルを飛び越えてしまったり、思ったりするんで、なかなかしんどい部分があるんですね。ハードルなんか飛び越えられないわけですよね、ケースワーカーは。時には伴走することはできるかもしれませんが、一緒にハードルを飛び越えてしまいますと、ケースワーカー世帯が50も60も対象にしますので、なかなか難しい。時にはケースワーカーも、自分の思うようにならないことによって、自分自身に腹が立って、相手の方に対してきつい言葉も言うこともあるんだろうと思います。ただ、それはあってはいけませんので、職員も十分、その旨を話をしながら、まずは相手の方が解決するためには、どんなことができるかということについて、親身になって話を聞いてあげること、アクションを起こしてあげると、そういうふうにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それとあと議員さんも同席ということも、なかなか難しい部分が、議員という肩書の中で同席したときに、じゃあ議員さんがおったから、変な言い方したら、議員さんがおったから受給決定したとか、そうやって思われても、また議員さんもお困りになるんじゃないかと思うんですよね。ですから、やっぱりその部分については、対象者と私たちが十分話をしながら、保護の決定をしていく。その間に、例えば不満があったりいろんなことがあれば、当然、議員さんにも話をする部分があるかもしれませんし、今までもその中で、私どもに来られたときには、私どもの思いを十分議員さんに御説明したつもりではありますので、その辺のところは御理解いただけたらなというふうに思います。

以上です。

○網谷委員長 どうぞ。

○武田福祉課児童係主任 私立保育所等の委託事業、補助金、それから負担金等につきまして、もう少し内容がわかるように細かく説明をとのことでしたので、改めてもう少し丁寧に説明させていただきたいと思います。

まず、施設型給付事業というふうに、ページでいきますと79ページにございます、金額でいうと2億7,896万6,000円になっております。こちらにつきましては、私立の保育所等へ、これは大竹市内には私立保育所3園ございますが、それ以外にも大竹市に居住しますお子様が、大竹市外の幼稚園ですとか保育所、認定こども園、そういったところに通われたりするケースの場合に、そうした園に対しまして給付をいたします。主には人件費ですとか管理費、そういったものになるんですが、この額につきましては、国におきまして公定価格という形であらかじめ定められております。この公定価格の中には、例えばその園が属している地域ですとか、それから定員、利用定員ですね、それからあとは年齢区分ごととか、細かく金額が決められております。そこに人数をはね返すような形で計算をしていくんですが、その中身も、先ほど人件費、管理費、そういったものが含まれているというお話がありました。細かくそれぞれの園の状況におきまして、どういったことを行っているかということにおいて、さまざまな加算がございます。その中で、先ほど御説明させていただいた処遇改善等加算というのがございます。これが基本的には職員の処遇改善に充てるための加算という形で作るものでございます。あとは、例えば障害児の受け入れを行っているですとか、休日保育を行っているですとか、それぞれの園において個々に異

なりますので、細かくそういった加算が決められております。そうした国の公定価格に基づきまして、毎月給付費という形でお支払いをするというのが、施設型給付事業というものでございます。

それから、私立保育所等委託事業の補助金887万6,000円、先ほど一時的にお子様をお預かりする一時預かり事業、それから時間外に、通常の保育時間以外に預かる延長保育事業など、そういったものにお支払いをしているというものです。こちらは基本的には国のほうにおきまして子ども・子育て支援交付金という補助金がございます。こちらの国の交付基準にのっとった形で事業を行っている部分につきまして、お支払いをしております。その中には、当然、一時預かり事業ですとか、延長保育事業に従事をいたしました職員の人員費部分ですとか、その事業を実施するに当たって必要な消耗品などの各種の事業費等の経費、そういった部分が含まれております。それを国の交付基準に準じた形で計算をして、それを市から補助という形でお支払いしているものでございます。

以上です。

○網谷委員長 山本委員。

○山本委員 それで、具体的に、例えば27年度と28年度を比べたら、こういう改善措置をとりましたということはないんですか。それを具体的に言ってもらわにゃわからんのよね、いろいろおっしゃっても。それで、最終的には予算をどうするか、保育行政をどうするかということの判断は、市長が判断されるんですが、市長として、私が繰り返し言いよる保育の行政分野でね、正規と臨時の保育士の処遇について、特に臨時の保育士の処遇改善をすべきではないかということ、何回か機会を得ては言うんですが、28年度はどうなりますか。市長としての、ひとつ予算を提案されとるんですから、具体的にどうする、こうするという数字の上でも出とると思うんです。どうなるんですか。変わらんのですか。そういったことを含めて、市長からひとつコメントをもらいたいんですが。

それから、生活保護行政についても、皆さんが給付を受ける状況になるというのは、どなたの場合も不幸なことなんや。みずから進んであれを受けて楽しちゃろういうようなことは、それは万人に1人あるかどうか知らんけど、ほとんどがもう背に腹はかえられんということで、最後の頼みの綱として相談に来たり、申請をしたりするということですから、市の生活保護を担当しておられる職員さんのところに行けば、安心をして信頼をして相談もできると。気持ちの上だけでも楽になりましたと、規定があつて給付は受けられんけれども、私も頑張ろうかというふうな思いで役所を後をするようにできるように、ひとつ頑張ってもらいたいと思うんですが、どうですか。また、市長のほうも、そういう役所の窓口なり職員の対応を、市民から期待もされ、喜ばれるような形で、一層の行政の充実なりやってもらいたいと思うんですが、この問題も市長から、ひとつコメントをもらいたいと思います。市長の人柄から言えば、市民の皆さんは大多数はね、何でも相談できるんじゃないかという期待を持っておられるんですが、生活保護のことでいったら、怖い職員がおられるような話が出るようじゃ困るんよね。そうならんように、ひとつ頑張ってもらいたいと思うんですが。コメントをもらえますか。

○網谷委員長 市長。

○入山市長 まず、保育所のことにつきましては、国もそうでございますが、大竹市も以前は、全てを私立の保育所に移管をするということで動いてまいりましたが、考え方を考えさせていただき、1つでも公立は残していきたいということでの話をさせていただき、そのことにのっとり保育所の再編計画等について進めているような次第でございます。

それで、公務員の臨時と正規職員との処遇の差については、これはもう過去からずっと私、言い続けていますように、行政というのは大変手間がかかり、100%間違いがないような仕組みでやらなきゃいけないということで、大変経費がかかるということで、ぜひ正規職員できちっとやることについては、経費がかかることについては、その事業の目的をしっかりと理解した上で、御理解をいただきたいということをお願いしてきております。経済的な、ただ安い、高いかだけの評価で判断するのではなくて、事業の目的そのものに合うような形で行政を進めるということでは、正規職員で全てを賄えば大変高くなるということで、悲しいかなこの日本の状況は、全て経済的な指標で物事を判断するというので、都合によって臨時職員を採用しながら経費を安く落とすということを進めてまいりました。そのことが民間企業に波及していき、日本中が非正規の労働者で埋め尽くされるような今、悲しい状況が起こっているというふうに私は理解しております。そういう中で、きちっと市民の皆様方、みんなで行政をしっかりと支えていくという覚悟さえあれば、正しい行政が行われること、そのことをきちっとやり続ければ、経費はかかることについてはお許しがいただけるような仕組みになるんだろうと。保育所につきましては、正規の職員でないと非常時に、私の命令で職員を招集することができません。そういう意味で、保育所についてはぜひ、1つは公立の保育所は残していきたいというような願望を持ちながら運営しているような次第でございます。

それから、職員の態度のことでございますが、職員は非常に真面目で法律どおりに物事を進めようとしております。生活保護に関しましては、指導というところの部分、自立を支援するというので、自立していただきたいという熱い思いがあって指導する場面がございます。そういう意味で、市民の皆さん方にお受けになれる印象が、非常にかたい、非常に厳しいという部分もあろうかと思っております。処遇の物の言い方、市民の皆さん方に接する態度等につきましては、いろんな場面で接客の態度等についても勉強をさせていただいたところでございますが、なかなか行政という役割の部分で厳しい部分もあろうかと思っております。それはぜひ市民の皆さん方にも御理解をいただきたいというふうに思います。本来の仕事、自立を支援する、そういう意味で、厳しい指導という部分もあろうかと思っております。職員、皆、特にケースワーカーになったときには、大変つらい思いをし、職員頑張ってきていております。ほかの財政の面でもそうでございますが、税金の徴収率を上げるということ、このことについても大変厳しい姿勢で臨まなきゃいけない。そういう意味で、行政では厳しい姿勢で真面目に取り組むべき部分というのが必ずあるということも、ぜひ御理解いただきながら、職員は皆、事業の目的のために一生懸命尽くしておりますので、職員一人ひとりが大変日々つらい思いで仕事、日々尽くしているということも、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 山本委員の話を聞いてまして、私が請求した中に、外国人といますか、生活保護受給者国籍別って、国籍別って日本国籍は入ってませんけども、韓国、中国、その他。山本委員の話を聞いておもしろいなと思ったんですが、これ、あれですよ。議員が同席するんがいいか悪いかって、それはまあ一長一短あって、うーんと、何とも言いようがないとありますが。この例えばその他っていうのは、特定の国がわかるから勘弁してくれと言われましたけど、これあれですよ、日本の制度を知って、その利用をしようと思ったら、御本人じゃ無理っていうことはあり得ますよね。当然、間に誰か入るなり、紹介者がいるなりあると思うんですが、違いますか。

○網谷委員長 主幹。

○笹野福祉課主幹兼保護係長 今、外国人の方で、自分が配属された後で保護を受けられた人について、そういう紹介とか、中に人が入ったとかということは実際ないんですけども。本人で来られたんですけど。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 それこそ今、市長も言われましたけど、これ難しい面があって、それはある状況においてはですよ、市の職員が怖いということもあるでしょうし、逆に言えば反対の場面もあって、市の職員さんのほうがですよ、これは保護申請に来た人が怖いということもあり得るだろうなという、難しい場面ですよ。だから、それはいいんですけどもね。ただ、外国人でありながら日本の制度を熟知して、流暢な日本語をしゃべって、それで保護係のどこに来て、ちゃんと手続がとれたら、その能力を生かしたら何ぼでも仕事ができそうな気がしますけどもね、それは私の想像です。

それと、その次のページに返還のこともお願いしましたよね。生活保護行政が全部悪いとか、受給している人が全部悪いとか、そんなことを言う気はさらさらないんですけども、世の中にはいろんな人がいる、当然いますからね、それはそれである意味しょうがない、それが世の中だと思いますけども。この返還の中の真ん中の57万円というのがありますけども、前から私は何度も一般質問のところでやりましたけど、あれが今どうなってるのかなと思ひましてね、少しはお金返してますか。

○網谷委員長 課長。

○金子福祉課長 あれという案件が、私にはちょっとよくわからないんですけども。個別の案件の収納状況というのが、もしこの場でお答えすれば、今ちょっとできかねるんじゃないかと思っております。

以上です。

○網谷委員長 日域委員。

○日域委員 いや、確かにね個人情報。この議会の中で言うのがいいか悪いかって、それはまあ無理だと思います、もちろんね。でも、やっぱり公、プライバシーとか個人情報とは言いながら、違法性があつた場合は場面違うと思いますからね。あの方がですよ、今、改

めて思い出すのは、どっから聞こうと思っても、全然市役所は何も言ってくれん。それじゃけど家賃を1回も払ってくれんと、10年もね。どうしようもないんじゃないかと。そういうことでしたからね、じゃあ、私、議会で質問してみるよって言ったんですけども。やっぱりね、守秘義務とかそういうものを単純にやってほしくない。いつか私、告発のことを言いましたけど、やはり違法性があつたら告発するんですよ、あなたたちは。そこんどこだけはちゃんとわかってください。終わります。

それで、さっきの介護保険課か、シルバーの話ですけどね、今回の話の前に、私には下敷きがあるんですよ。コミサロが3つあって、玖波とそれから栄町は自治会でしたかね、何かそういうところが指定管理ですね。それで、元町だけがシルバーなんですよ。いつだったか忘れちゃったけど、記憶があるんですよ。同じようなお金を市が給付する。その費目が1つだけ違ってたんですよ。それは相手側の要望だと言われたんです。例えば、さっき保育所がありましたけど、あの保育所には民間保育所に、あの保育所には補助金で出す、あの保育所には違う名前を出す、いや、悪いけどこうやってくれんって、わかりましたって、そんなはずないですよ。シルバーはそれをやってるんじゃないかという疑念が私の頭にあるわけですよ。資料要求しましたけど、私が欲しいものは出てきませんでしたけど、慌てることはありませんが、やっぱり行政は結構いいかげんだと、法律を守ると市長は言われましたけど、法律を守ってないことがよくわかるじゃないですか。いい意味でね、いい意味ですよ、いい意味でお役所仕事というか、きちんとやってほしい。それが私にすごくあるわけです。

だから、これは今からやりますけどもね、大竹市が適当なことを、大竹市が言うことを聞いてくれたら、シルバーが国からたくさん補助金をもらえるところになったら、どうなりますか。余り芳しくありませんよね。そのことですからね。まだ5分ありますけども、終わります。何かあつたら言ってください。

○網谷委員長 何かありますか、コメントとして。なければよろしいかと思えます。日域委員、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

副議長。

○田中副議長 済みません、1点だけ。81ページの児童館の運営管理事業についてなんですが、このしおりのほうの102ページに、栗谷と阿多田児童館について記載があります。栗谷については21年度から休館中になっているんですが、これ今、栗谷の児童1人が、大竹市の保育所のほうに通っているという実態を把握されていますか。

○網谷委員長 福祉課長。

○金子福祉課長 住所が栗谷で大竹の保育所に通ってらっしゃるということでしょうか。申しわけないんですが、私は把握しておりません。

○網谷委員長 副議長。

○田中副議長 把握されてない、ありませんか。私が仄聞したところによると、なかはま保育所のほうに通ってらっしゃるというふうにお聞きしているんですけど。それで、栗谷はさっきも言いましたように、平成21年度から児童館が休館になっている。親が現実に車で連れてきてるといような状況を私が聞いたもんですから、当然、児童館があれば、栗谷

でということですが、休館中で、たった1人のために、じゃあ児童館が開館できるのかという話もありますし、状況がよく私自身も父兄の方に会って話をしているわけじゃないので、ただ、知らない、承知していないということですので、それはまたちょっと私もね、本人さんに会って話を聞いて、もしそうであれば、ちょっと何らかの手だてというものが必要ではないかなということ、今、立ったんですけども。御存じないのであれば、今ここで幾ら言っても話が前に進みませんので、じゃあその実態を聞いて、また質問させていただきたいと思います。

○網谷委員長 課長。

○金子福祉課長 1点訂正させていただきます。把握してないというのは、データとして、例えば栗谷の方がいらっしゃるということは、担当のほうではきちんと把握しておりますけれども、本当なら栗谷にあつたら栗谷に行きたいんですけども、なかはまに来てるんですよっていう御事情までは把握してないという意味で、個別の事情は把握してないという意味でお答えしました。ですが、栗谷の方がいらっしゃるということは、担当のほうは十分に承知しております。

以上です。

○網谷委員長 副議長。

○田中副議長 じゃあ、もしそういうことを御存じであるならば、もう少し児童館がないということでこっちへかわってらっしゃる。いわゆる通ってらっしゃる、親が自動車で連れてきてるといふ毎日のことでしょう。阿多田にしても、ここにあるように3名、4名、あるいは27年ですか、5名ということなんですけども、これだけの予算をつけてやってる。もしそういうことであれば、何らかの手だてというのが私は必要じゃないかなということで、今、質問をさせてもらってるんですけども。これ以上ここでお聞きしても、手だては何も、そういうこと実態がまだ詳しいことがわかってないことであれば、手だてのしようもないだろうし、検討もされてないんだろうと思いますので、これはまた私もしっかりと話を聞いて、またしかるべき質問をまたさせていただきたいと思いますので、きょうは終わります。ありがとうございました。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

議長。

○児玉委員 最後に質問させてください。先ほどから生活保護の話が出ておりますので、84ページの扶助費の生活保護の決定及び実施事務のところで1つ聞きたいんですけど。無年金の人の救済対策として、公的年金を受けるために必要な加入期間が8月から短縮されまして、受給資格が25年から10年に短縮されることが決まりましたよね。この10月支払い分から支給できるようになると思いますけど、生活保護の支給額は年金を差し引いての支給ということなんで、生活保護費支給、どれぐらいの影響が出るのか把握しておられますか。

○網谷委員長 主幹。

○笹野福祉課主幹兼保護係長 確かに120カ月、今300カ月が120カ月に短縮されまして、8月からですので、実際出るのは10月からの年金になるんですけども、今、実際どれぐらい

の方が120カ月に該当するかを、これから調査を始めるところでして、今時点では把握ができてないんですけど。

以上です。

○網谷委員長 議長。

○児玉委員 じゃあ、要するに年金、生活保護支給者の年金加入期間というのは把握していない。年金加入期間ですよ、把握してないちゅうことですよ。

○網谷委員長 主幹。

○笹野福祉課主幹兼保護係長 今までは300カ月に足りるかどうかということを目準に調べていたんですけども、120カ月になりましたので、120カ月に足りるかどうかというところは、まだ調査できてないんですけども。

以上です。

○網谷委員長 議長。

○児玉委員 10年になりますと、年金請求書が日本年金機構から届くんですよ。振り込み先の口座などを記入し、市区町村の窓口や年金事務所などに提出とかいうのがあるんですよ。そのようなことも市のサポートを、そういう生活保護世帯に、そういう10年になったんで、そういうふうに日本年金機構からはがきが来たら、そういうサポートをせにや、10年たったら1万6,000円か幾らかもらえるようになるんですよ。なら市のほうが生活保護、1万6,000円か幾らかを引いて支給者に渡すちゅうことになるわけですよ。そういうものをしっかり把握して、市のほうとしても就労支援とか、情報をしっかりとって、少しでも生活保護の年金支給のほうを、市民の財産ですからね、軽減していただきたいと、そのように思っておりますので、しっかりと今後は把握していただきたいと、そのように思っております。何かあれば。

○網谷委員長 何かあればコメントをお願いします。

主幹。

○笹野福祉課主幹兼保護係長 県のほうからも、3月からそういう通知が届くように言われておりますし、あとしっかり把握して、年金台帳というのを、該当する年金全ての方について作成して、そういうふうに年金を把握して、収入認定もしっかりするように指導されているところですので、委員から御指導ありましたように、しっかりやっっていこうと思います。

以上です。

○網谷委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○網谷委員長 ないようでございます。以上で第3款民生費の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日はこの程度とし、14日に議事を継続したいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○網谷委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

14日は10時から、第2款総務費の質疑から入ります。

長時間御苦労さまでした。本日はこれにて閉会いたします。

17:09 閉会